

盛岡南公園野球場（仮称）等整備等PFI事業
要求水準書（案）

2019年1月

盛岡市

目次

| | |
|------------------------------|----|
| 第1 総則..... | 1 |
| 1 本要求水準書の位置付け..... | 1 |
| 2 本事業の目的..... | 1 |
| 3 本事業の基本方針..... | 1 |
| 4 本事業の概要..... | 2 |
| 5 遵守すべき法令等..... | 3 |
| 6 著作・特許権等の使用..... | 6 |
| 7 環境への配慮..... | 6 |
| 8 地域経済への配慮..... | 6 |
| 9 情報公開..... | 6 |
| 10 個人情報保護..... | 6 |
| 11 用語の定義..... | 6 |
| 第2 施設整備業務に関する事項..... | 9 |
| 1 基本要件..... | 9 |
| 2 本事業区域全体の配置及び動線計画に係る要件..... | 12 |
| 3 本施設の諸室・機能に係る要求水準..... | 13 |
| 4 建築計画に係る要求水準..... | 19 |
| 5 建築設備に係る要求水準..... | 20 |
| 6 備品に係る要求水準..... | 26 |
| 7 設計業務に関する事項..... | 27 |
| 8 建設及び工事監理業務に関する事項..... | 29 |
| 第3 運営業務に関する事項..... | 32 |
| 1 基本的な考え方..... | 32 |
| 2 基本要件..... | 33 |
| 3 業務の要求水準..... | 35 |
| 4 その他..... | 38 |
| 第4 維持管理業務に関する事項..... | 40 |
| 1 基本的な考え方..... | 40 |
| 2 業務の要求水準..... | 41 |
| 第5 SPCの管理運営に関する事項..... | 48 |

| | |
|--------------------------------|----|
| 1 基本的な考え方 | 48 |
| 2 業務の要求水準 | 48 |
| 第6 自主事業に関する事項 | 51 |
| 1 自主事業の基本的な考え方 | 51 |
| 別紙1 現況参考図 | |
| 別紙2 用地測量図 | |
| 別紙3 地質調査資料 | |
| 別紙4 污水配管図 | |
| 別紙5 雨水排水平面図・縦断図 | |
| 別紙6 利用料金表（募集要項等公表時において示す。） | |
| 別紙7 利用料金の減免基準（募集要項等公表時において示す。） | |
| 別紙8 市・県の主催・共催事業 | |
| 別紙9 県営野球場・市営野球場の利用実績 | |

第1 総則

1 本要求水準書の位置付け

本要求水準書は、盛岡市（以下「市」という。）が計画する盛岡南公園野球場（仮称）整備事業（以下「本事業」という。）に関し、本事業の基本的な内容及び本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）に対して市が求める施設整備の水準、サービスの水準等（以下「要求水準」という。）を示すものである。

2 本事業の目的

盛岡市営野球場（以下「市営野球場」という。）は、盛岡市東新庄に1938年に建設され、1982年から1985年にかけて現在のスタンドやダグアウト、スコアボード等の大規模改修を行ってきたが、その後約30年間に経過し、老朽化が著しく、また、設備の機能や安全性においてサービス水準が低い施設となっている。

岩手県営野球場（以下「県営野球場」という。）は、1970年に開催された岩手国体に合わせて、盛岡市三ツ割に建設された施設である。高校野球岩手大会やプロ野球一軍公式戦などが開催され、県下随一の野球場として長年親しまれてきた。しかしながら、県営野球場についても、老朽化が著しい状況にある。

本事業は、これら市営野球場と県営野球場それぞれの課題を解決するとともに、市と岩手県（以下「県」という。）が共同し整備を行うことにより、市が単独で既存市営野球場の代替機能として整備する規模及び仕様よりも高規格な施設整備が可能となり、これまで市営野球場で行われてきた各種軟式野球大会等のほか、県営野球場で行われてきた高校野球岩手大会やプロ野球一軍公式戦にも対応できる新野球場整備を行うことを目的とする。

また、野球以外の多目的な利用にも対応し、集客効果が期待されるスポーツ産業等の振興を図り、利用団体をはじめとする県民・市民の期待に応えられる施設となるよう、盛岡南公園において、野球場、屋内練習場及び外構を整備・運営等するものである。

3 本事業の基本方針

本事業の基本方針は次に示すとおりである。

(1) 岩手・盛岡の人たちの憧れの場所の実現

新野球場は、「岩手・盛岡ブランド」の確立に寄与するのみならず、スポーツツーリズムのメッカとなることも期待できる。加えて、プロ野球楽天一軍の試合開催誘致のみならず、岩手県縁故者が在籍する球団の誘致の可能性も存在する。

これらの実現を通じて、「岩手・盛岡としての魅力・求心力の向上」に寄与するとともに、被災地を勇気づけることを目指す。

(2) プレーしやすく・観戦して楽しい多目的ボールパークの整備

新野球場については、県下トップレベルの高規格であることから、硬式野球や軟式野球等各種競技者がプレーしやすい環境とするほか、競技者の視線だけでなく、観客にとっても楽しくエキサイティングな空間づくりを行う。

併せて、野球場以外の利用にも活用でき、幅広い人々が楽しめる施設とすることにより、県民・市民のスポーツへの興味を喚起することも志向する。

(3) バランスに優れた県市共同によるスキームの構築

県と市の双方にとって、互いの政策実現に寄与する事業スキームを構築する。これにより、全国にも事例のない県市共同事業を実現し、新野球場を県下随一の魅力ある野球場とする。同時に、防災の視点にも配慮する。

4 本事業の概要

(1) 対象施設

本事業の対象施設は、盛岡南公園のうち未開設区域に整備を予定している以下の施設（以下「本施設」という。）とする。

- ア 盛岡南公園野球場（仮称）
- イ 屋内練習場
- ウ 外構（駐車機能及び公園機能）

(2) 業務内容

ア 義務的事業

SPC は、以下の業務を実施するものとする。

(ア) 施設整備業務

- ・ 本施設の設計業務
- ・ 本施設の建設業務
- ・ 本施設の工事監理業務

(イ) 運営等業務

- ・ 本施設の運営業務
- ・ 本施設の維持管理業務

(ウ) SPC の運営管理業務

- ・ プロジェクトマネジメント業務
- ・ 経営管理業務

イ 自主事業

県民・市民の利便性の向上、施設の有効活用等を図る観点から、SPC は、事業の趣旨を損ねない範囲において本施設においてイベント、スポーツ教室等、SPC 自らの提案による自主事業を実施することができる。

(3) 事業方式

本事業の事業方式は、本施設の設計業務、建設業務及び工事監理業務（以下「施設整備業務」という。）を実施し、竣工後、市に対し本施設の所有権を移転した上で、本施設の運営業務及び維持管理業務（以下「運営等業務」という。）を行う BT0 (Build-Transfer-Operate) 方式とする。

なお、SPC は、運営等業務については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に基づく指定管理者として実施するものとする。

(4) 事業スケジュール

本事業の事業期間は、次のとおりを予定している。

| 区分 | 期間 |
|-----------|--------------------------------|
| 施設整備業務の期間 | 事業契約締結日（※）～2023 年 3 月 31 日 |
| 供用開始日 | 2023 年 4 月 1 日 |
| 運営等業務の期間 | 2023 年 4 月 1 日～2038 年 3 月 31 日 |

※2020 年 3 月を予定

(5) SPC の収入

ア 施設整備業務に係る対価

本施設の施設整備業務に係る対価については、事業契約においてあらかじめ定める額とし、総額一括払方式又は一時支払金及び割賦方式により市が SPC に支払う。

イ 運営等業務に係る対価

本施設の運営等業務に係る対価については、事業契約においてあらかじめ定める額とし、運営等業務の期間にわたり年度毎に市が SPC に支払う。

ウ 利用料金

SPC は、本施設においては、市の条例で定める額を上限とする範囲内において、利用料金を自らの収入とすることができる（いわゆる利用料金制を採用する。）。

5 遵守すべき法令等

本事業を実施するにあたっては、次に掲げる法令（政令、省令等を含む。）、条例、規則、要綱等のほか、本事業に関わる法令等を遵守すること。ただし、各種基準・指針等については、同レベルの水準・機能を有すると市が認めた場合は、この限りではない。

(1) 法令等

- ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- イ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ウ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- エ 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）
- オ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）

- カ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- キ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ク エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ケ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- コ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- サ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- シ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ス 土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- セ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ソ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- タ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- チ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ツ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- テ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ト 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ナ ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- ニ 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- ヌ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ネ 民法（明治 29 年法律第 89 号）
- ノ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）
- ハ 興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）
- ヒ 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- フ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ヘ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ホ 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
- マ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
- ミ 上記の他、関連する法令等

（２） 条例

- ア 建築基準法施行条例（昭和 35 年岩手県条例第 41 号）
- イ 岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成 5 年岩手県条例第 35 号）
- ウ ひとにやさしいまちづくり条例（平成 19 年岩手県条例第 74 号）
- エ 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成 13 年岩手県条例第 71 号）
- オ 県立野球場条例（昭和 45 年岩手県条例第 24 号）
- カ 興行場法施行条例（昭和 59 年岩手県条例第 33 号）
- キ 盛岡市環境基本条例（平成 10 年盛岡市条例第 11 号）
- ク 盛岡市個人情報保護条例（平成 16 年盛岡市条例第 7 号）
- ケ 盛岡市屋外広告物条例（平成 19 年盛岡市条例第 68 号）

- コ 盛岡市景観条例（平成 21 年盛岡市条例第 13 号）
- サ 盛岡市都市公園条例（昭和 52 年盛岡市条例第 10 号）
- シ 上記の他、関連する条例等

（3）要綱等

- ア 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- イ 建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）
- ウ 土木工事安全施工技術指針
- エ 建設副産物適正処理推進要綱
- オ 盛岡市都市景観形成建築等指導要綱（平成 6 年盛岡市告示第 246 号）
- カ 盛岡市開発指導要綱（平成 17 年盛岡市告示第 463 号）
- キ 上記の他、関連する要綱等

（4）各種基準・指針等

- ア 建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- イ 建築構造設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ウ 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- エ 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- オ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- カ 官庁施設の環境保全性基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- キ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ク 官庁施設の防犯に関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ケ 日本建築学会諸基準
- コ 公共建築工事標準仕様書 建築工事編（最新版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- サ 公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編（最新版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- シ 公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編（最新版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ス 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- セ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ソ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- タ 建築工事安全施工技術指針（最新版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- チ 建築保全業務共通仕様書（最新版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ツ 公認野球規則 2018 Official Baseball Rules（日本プロフェッショナル野球組織／全日本野球協会）
- テ 上記の他、関連する基準・指針等

6 著作・特許権等の使用

(1) 著作権

本事業に関する提案書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業に関する公表その他市が必要と認めるときには、市は提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、応募者の提案書は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、縦覧等により公開する場合がある。

なお、提案書類は返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用して生じた責任は、原則として応募者が負う。

7 環境への配慮

業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めることとする。また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めることとする。

8 地域経済への配慮

SPCは、本事業の実施にあたり県内の地元企業、地元人材の活用ならび県内の地場産材等の活用等により、地域経済の活性化に資するよう配慮することとする。

9 情報公開

施設の運営等にあたっては、運営等に係る情報の公開に関し必要な措置を講じることとする。

10 個人情報保護

盛岡市個人情報保護条例（平成16年条例第7号）において、SPCは、次の義務が課されているため、これを遵守すること。

- (1) 個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (2) 個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。また、正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された電算処理個人情報ファイルを提供したり、不正な利益を図る目的で個人情報を提供し、又は盗用したときは、刑事罰の対象となる。

11 用語の定義

本要求水準書において使用する用語のうち、下表に掲げるものについては、下表のとおり定義する。

| 用語 | 定義 |
|--------|---|
| 事業区域 | 別紙1に示す区域のこと。 |
| 事業計画地 | 本事業を実施する敷地（盛岡南公園のうち未開設区域）をいい、その具体は別紙1のとおり。 |
| 公認野球規則 | 「公認野球規則 2018 Official Baseball Rules」（日本プロフェッショナル野球組織、全日本野球協会編集）のこと。 |
| 建設指針 | 「平成29年度改訂版 屋外体育施設の建設指針」（公益財団法人 日本体育施設協会 屋外体育施設部会編集）のこと。 |
| 業務責任者 | 設計・建設・工事監理・運営・維持管理にあたり、それぞれの業務の全体を総合的に把握し調整を行う責任者。 |
| 管理責任者 | 設計・建設・工事監理・運営・維持管理にあたり、それぞれの業務の区分ごとに総合的に把握し調整を行う責任者。 |
| 業務計画書 | 毎年度の運営業務及び維持管理業務の実施にあたり、業務区分ごとに実施内容、実施スケジュール等の必要な内容を記載した書類のこと。 |
| 業務報告書 | 業務計画書に基づき実施した運営業務及び維持管理業務の結果を記録した「日報」「月次業務報告書」「半期業務報告書」「年度業務報告書」のこと。 |
| 機能 | 目的又は要求に応じてものが発揮する役割 |
| 性能 | 目的又は要求に応じてものが発揮する能力 |
| 劣化 | 物理的、化学的及び生物的要因により、ものの性能が低下すること。ただし、地震、火災等の災害によるものは除く。 |
| 保全 | 建築物等の全体又は部分の機能及び性能を使用目的に適合するようにすること。 |
| 点検 | 建築物等の建築状態、劣化の程度等をあらかじめ定めた手順により調べ、機能に異常又は劣化がある場合は、必要に応じた応急措置を判断することを含む。 |
| 保守 | 建築物等の初期の機能及び性能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品の取替え等の軽微な作業。 |
| 補修 | 部分的に劣化した部位・部材、機器等を実用上支障のない状態まで回復させること。 |
| 修繕 | 劣化した部位・部材、機器等を初期の水準又は実用上支障のない状態まで回復させること。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取替え等を除く。 |
| 備品 | 比較的長期間にわたって、その性質、形状を変えずに使用に耐える物で、購入価格がおおむね1万円以上のものをいう。 |
| 清掃 | 仕上げ材を保護し、快適な環境を保つため、掃いたり拭いたりして、ごみや汚れをなくしてきれいにする作業をいう。 |
| 日常清掃 | 日単位等の短い周期で行う清掃をいう。 |

| | |
|-------|--|
| 定期清掃 | 週単位、月単位又は年単位の周期で行う清掃をいう。 |
| 資機材 | 資機材とは、次のような資材及び機材をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資材：洗浄用洗剤、樹脂床維持剤、パッド、タオル等 ・ 機材：自在ほうき、フロアダスタ、真空掃除機、床磨き機等 |
| 衛生消耗品 | トイレトペーパー、水せっけん等をいう。 |

第2 施設整備業務に関する事項

1 基本要件

(1) 全体設計の前提条件

- ・ 野球場の各部寸法は公認野球規則により、プロ野球の球場に優先的に望まれる寸法を満たすこと。
- ・ 施設計画に当たっては建設指針に示された仕様、寸法を踏まえた計画とすること。

(2) 施設の耐用年数

本施設の耐用年数は50年以上とし、事業期間終了時において本施設を継続使用できるよう適正な性能、機能及び美観が維持されている状態で市に引き渡すこと。

(3) 事業計画地の条件

| | |
|---------|---|
| 所在地 | 岩手県盛岡市永井7地割16-2外 |
| 事業区域面積 | 19.7ha（1995年9月8日都市計画決定） 開設部分10.52ha、未開設部分（事業計画地）9.18ha ※別紙1「現況参考図」参照 ※別紙2「用地測量図」参照 ※別紙3「地質調査資料」参照 |
| 都市計画法関連 | ・市街化調整区域 ・野球場整備は許可済み（1995年の都市計画決定-5・5・5号盛岡南公園） ・30cm以上の切土盛土は開発行為に該当する（市内規） ・田園・丘陵景観地域（景観形成地域） |
| 都市公園法関連 | ・建ぺい率最大12%（公園施設2%以下、運動施設10%以下） ・運動施設面積50%以下 ・緑化義務（数値制限はない） |
| 建築基準法関連 | ・基準容積率：200%、基準建ぺい率70% ・防火地域・準防火地域の指定なし ・日影規制：5時間/3時間、測定高さ4m |
| 周辺道路 | 東側：市道 間木6号線、都市計画道路3.3.9 西仙北北川線 南側：市道 東谷地・平屋敷線、都市計画道路3.4.47 西見前赤林線 北西側：市道 前田・西谷地線 北東側：市道 間木5号線 |

(4) 整備対象施設と概要

本事業において建築一式工事として整備する施設及びその概要は、以下のとおりである。詳細は「3 本施設の諸室・機能に係る要求水準」を参照すること。

ア 野球場

| 整備対象施設 | | 概要 |
|-----------|---------|---|
| 競技機能 | グラウンド関連 | <ul style="list-style-type: none"> ・硬式野球場の「プロの野球場」規格を満たす施設 ・人工芝による内外野フィールド ・プロ野球一軍公式戦のナイター試合に対応した照度確保 ・スコアボード、BSOボード、バックネット、防球ネット |
| | プレイヤー関連 | <ul style="list-style-type: none"> ・選手更衣室、監督室、コーチ室、トレーナー室、トイレ、シャワー室 等 |
| | 運営進行関連 | <ul style="list-style-type: none"> ・本部関係者室、来賓室、審判控室、多目的室 等 |
| | メディア関連 | <ul style="list-style-type: none"> ・カメラマン席、記者席、放送記録室 等 ・TV中継対応に係る諸室・設備 等 |
| 観覧機能 | 観客席関連 | <ul style="list-style-type: none"> ・内野席12,000席以上、外野席8,000席以上 ・一般観客席、車椅子席 等 |
| | 管理運営関連 | <ul style="list-style-type: none"> ・メインゲート、サブゲート、エレベーター 等 ・物販スペース、トイレ（一般・多目的） 等 |
| 管理・サービス機能 | 管理関連 | <ul style="list-style-type: none"> ・事務室、医務室、会議室、更衣室、湯沸室、トイレ、倉庫等 |
| | サービス関連 | <ul style="list-style-type: none"> ・郷土出身野球関係者の顕彰スペース等企画展示コーナー ・トレーニングルーム（野球場又は屋内練習場のいずれかに設置すること） |
| | 防災関連 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害用備蓄倉庫 ・災害用非常発電設備 |

イ 屋内練習場

| 整備対象施設 | | 概要 |
|--------|---------|--|
| 競技機能 | グラウンド関連 | <ul style="list-style-type: none"> ・広さ50m×50m以上、天井高さ12m以上、人工芝フィールド ・野球・ソフトボールの内野守備、走塁練習、個別練習及びフットサル国際試合規格2面等多目的に利用できること ・フィールド外周にランニングコース兼ギャラリースペース ・放送・照明・換気設備、ピッチングマシン、防球ネット、各種ベース・ゴール 等 |
| | プレイヤー関連 | <ul style="list-style-type: none"> ・更衣室、休憩室、トイレ、シャワー室 等 |
| 管理機能 | 管理関連 | <ul style="list-style-type: none"> ・事務室、器具庫 等 |

ウ 外構

| 整備対象施設 | | 概要 |
|--------|------|---|
| 駐車機能 | 駐車関連 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般利用者及び身障者用1,000台以上(大型バス待機スペース50台兼用) ・管理運営者用40台以上 |
| | 管理関連 | <ul style="list-style-type: none"> ・無人管理を前提とする。 |
| 公園機能 | 園地関連 | <ul style="list-style-type: none"> ・ランニングコース、広場整備 等 |
| | 道路関連 | <ul style="list-style-type: none"> ・南西部の未整備道路整備 |
| | 設備関連 | <ul style="list-style-type: none"> ・給排水施設、外灯・放送設備 等 |
| | 防災関連 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災調整池、災害用マンホールトイレ 等 |

エ プロ野球公式戦開催への配慮事項

- ・ ケータリングサービスへの対応として、十分な選手用食事スペースの確保と、火気使用等を考慮すること。
- ・ 各種メディアへの対応として、十分なスペースと什器、電源・通信回線等の設備を適切に確保すること。
- ・ 観客用仮設トイレが必要と判断される場合、その必要個数の想定と設置スペースについて検討すること。
- ・ メディア用駐車場は一般駐車場とは区別し、メディアの作業エリアにできるだけ近い場所に確保し、電源供給方法や重量のある中継車対応の耐圧舗装等について配慮すること。
- ・ チケットを購入していない人が、野球場の外から観戦できないよう考慮すること。(視き見対策)

オ その他

- ・ トレーニングルームについては、健康増進に資する機器を設置するものとし、配置(野球場・屋内練習場のいずれか)等の詳細は、提案によるものとする。ただし、140 m²以上の面積を確保すること。
- ・ 自動体外式除細動器(AED)を必要数設置すること。
- ・ アイシングができる製氷機を設置すること。

(5) 事業区域周辺のインフラ整備状況

事業区域周辺のインフラ整備状況は以下のとおり。ただし、以下及び各別紙は参考であり、各インフラの整備状況等については、SPCの責任において確認のうえ、計画すること。

以下に必要な工事等が生ずる場合は各インフラ事業者と協議を行うこと。これに関する工事費等が発生する場合は、SPCの負担とする。

| | |
|---------|---|
| 上水道 | 東側道路の水道本管からDIPφ100引き込み済み。 |
| 下水道（汚水） | 東側道路の公共下水道に放流 ※別紙4「汚水配管図」参照 |
| 下水道（雨水） | 防災調整池（最大洪水調整容量6,576m ³ 高屋敷堰に放流） ※別紙5「雨水排水平面図・縦断図」参照 |
| 電気 | 第一受変電所に球場用分岐盤設置済み。 |
| ガス | なし |
| 通信 | NTTインターネットサービスエリア（光ケーブル可） |

(6) 地盤の状況

市において実施した地質調査業務委託報告（別紙3「地質調査資料」にてボーリング柱状図等その一部が含まれている）を参照すること。当該調査報告書の内容については、SPCの責任において解釈し、利用すること。なお、設計業務の実施にあたり、SPCが必要とする場合に自ら地質調査を行うことは差し支えない。

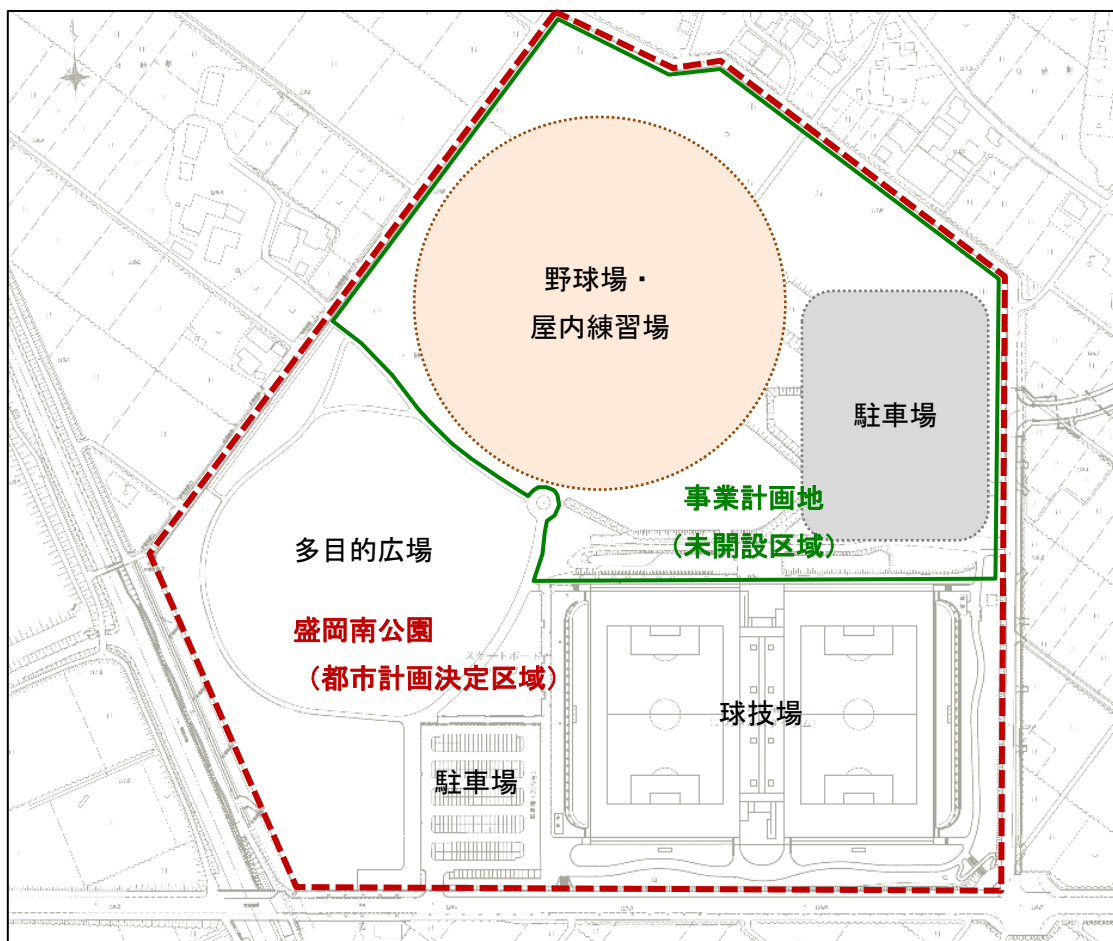
2 本事業区域全体の配置及び動線計画に係る要件

- プロ野球の開催に対応できる関係諸室や動線、情報発信に必要な設備を備える施設とする。特に、メディア・選手・観客の動線は完全に分離し、安全快適な試合環境・観戦環境を作り出すとともに、運営のしやすい施設とすること。
- 開設済部分に位置する球技場、多目的広場等との連携に配慮し、一体的なスポーツ空間として整備を行うこと。
- 試合開催時以外のイベント開催などにも対応できる施設とすること。
- 自然災害や火災発生時等に、観客等が迅速かつ安全に避難できる動線を確保すること。
- 配置・土地利用の基本条件は下表のとおり。

| | |
|--------|---|
| 本施設の配置 | 事業計画地（公園内の未開設区域）に配置すること。 |
| 外周道路 | 西側鹿妻堰沿いの未開設道路は市道（幅員6m）として整備すること。 ※別紙2「用地測量図」参照 ※市道の維持管理は、市が実施する。 |
| アプローチ | 乗用車、盛岡駅発臨時バス、路線バス（中永井）、鉄道（岩手飯岡駅）といった主要な交通手段の利用に配慮すること。また、公式戦開催時は多目的広場、隣接市場を臨時駐車場として利用する |

| | |
|------|------------------------------|
| | ことに配慮すること。 |
| 配置計画 | 施設と各種動線を機能的に計画し、近隣住宅に配慮すること。 |

施設配置の基本イメージ



3 本施設の諸室・機能に係る要求水準

(1) 野球場

ア グラウンド関連施設

| | |
|---------|---|
| グラウンド | <ul style="list-style-type: none"> ・フィールドサイズ：両翼100m、中堅122m以上を確保すること。 ・フィールド舗装は内野・外野とも人工芝とすること。 ・本塁は北東～北西方向の間で配置すること。 |
| 内野・外野舗装 | <ul style="list-style-type: none"> ・人工芝とすること。 ・ロングパイル人工芝とし充填剤の飛散防止、ボール挙動の安定、自然なバウンドや転がり、眩しさや暑さの軽減に配慮すること。 |
| 競技仕様 | <ul style="list-style-type: none"> ・マウンド、バッターボックス、ピッチャープレート（埋込式）、ベース（一般用、少年用）内外野壁面防護マットを設置すること。 |
| 給排水施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドコンディションを適切に維持するための施設を設けること。 |

| | |
|---------------------|--|
| ナイター照明 | <ul style="list-style-type: none"> ・照度は練習時、レクレーション、一般競技、公式競技等の種別に対応できるように4段階以上の切替が可能ないように計画すること。 |
| ブルペン | <ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドと屋内トレーニングスペースに隣接してブルペンを3レーン程度設けること。 ・室内は十分な内空高さや照度を確保し、床仕上はグラウンドと同仕様とすること。 ・室内にモニター、ダグアウトと連絡できる内線電話を設けること。 |
| 屋内トレーニングスペース | <ul style="list-style-type: none"> ・選手が試合前のアップを行うのに十分なスペースを確保すること。 ・室内は十分な内空高さや照度を確保すること。 |
| 素振りスペース | <ul style="list-style-type: none"> ・屋内トレーニングスペースに隣接して素振り練習を行うのに十分なスペース及び内空高さを確保すること。 ・大型鏡を設置すること。 ・床はスパイク使用を考慮した仕上げとすること。 |
| ダグアウト | <ul style="list-style-type: none"> ・30人程度の競技者が収容できる大きさであること。 ・上部、側面、背面からの風雨を避ける構造とすること。 ・ダグアウト前面に防球のためのフェンスを設けること。またフェンス高さは着座状態での視線を阻害しないよう配慮すること。 ・ブルペンと連絡できる内線電話を設けること。 ・バットケース(15本程度)、沓洗い場を設置すること。 |
| 表示施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・競技者、観覧者から視認性の良い大きさを確保すること。 ・スコアボードはバックスクリーン一体形とし、全面LED方式とすること。 ・大型映像情報表示システムに対応したフルカラーLED式とすること。 ・投手用磁気反転式BSOボードを設置すること。 ・スコアボード上部に市旗、県旗、国旗、大会旗等が掲揚できるポールを設置すること。 |
| 安全対策 (バックネット) | <ul style="list-style-type: none"> ・観客の安全性と視認性について十分な配慮を行うこと。 ・観客席側に支柱を用いないワイヤー吊り方式とすること。 |
| 安全対策 (防球ネット・観客席) | <ul style="list-style-type: none"> ・観客の安全性と視認性について十分な配慮を行うこと。 |
| 安全対策 (防球ネット・隣接地) | <ul style="list-style-type: none"> ・防球ネットの高さと範囲について、近隣敷地・球場周辺の安全性が確認できること。 |
| 安全対策 (フェンス防護マット) | <ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドとスタンドのフェンスについて、ネット際でのプレーにおける選手の安全性を確保する構造とすることとし、耐久性や防水性に優れた仕様とすること。 |
| グラウンド整備 用具庫 | <ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドコンディションを適切に維持するために必要な器具が余裕を持って収納でき、将来の収納量の増大にも対応できるように、十分な規模 |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> を設けること。 ・グラウンドキーパー用の事務・休憩スペースも確保すること。 |
|--|--|

イ プレイヤー関連諸室

| | |
|--------------|---|
| 選手更衣室 | <ul style="list-style-type: none"> ・最大4チームが同時に利用できる室数を確保すること。 ・選手の休憩、ミーティングルーム利用を前提として十分な広さを確保すること。 ・選手が個別に用具を収納でき、休息等ができるスポーツ選手用ロッカーをそれぞれ20人以上設置すること。 ・トイレ、シャワー室に直接アクセスできる場所に設置すること。 |
| シャワー室 | <ul style="list-style-type: none"> ・選手更衣室に隣接させて設けること。 |
| 選手用トイレ | <ul style="list-style-type: none"> ・男性用、女性用について適正な規模で設置すること。 ・オストメイト等に対応した大型ブースを設置すること。 |
| 監督室・ コーチ室 | <ul style="list-style-type: none"> ・監督室とコーチ室は隣接させることが望ましい。 ・更衣施設、ホワイトボード等の備品を設置すること。 |
| トレーナー室 | <ul style="list-style-type: none"> ・選手のケアを行うためのスペースを確保すること。 |

ウ 運営進行関連諸室

| | |
|--------|--|
| 本部関係者室 | <ul style="list-style-type: none"> ・試合進行を管理しやすいグラウンド側でフィールドへのアクセスに優れた場所とすること。 |
| 来賓室 | <ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドに面して設置すること。 ・大会開催時の主催者、役員控室として利用する。 ・十分な数のソファ、テーブルを用意すること。 |
| 審判控室 | <ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドに面して設置すること。 |
| 審判更衣室 | <ul style="list-style-type: none"> ・シャワー、更衣ロッカー、机を設置すること。 |
| 多目的室 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種イベント等における出演者控室、マスコット控室として利用することを想定する。 |

エ メディア関連諸室

| | |
|--------|--|
| 放送記録室 | <ul style="list-style-type: none"> ・グラウンド全体が見渡せる場所に設置すること。 ・記録員4名以上が横に並んで座れるテーブルと椅子を配置すること。 ・放送設備機器、室内の遮音・吸音、照明・コンセントに配慮すること。 |
| 記者席 | <ul style="list-style-type: none"> ・グラウンド全体が見渡せる場所に設置すること。 ・ノートパソコン、ノートがおける広さの机と電源を用意すること。 |
| カメラマン席 | <ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドに面して設置すること。 |
| TV中継関連 | <ul style="list-style-type: none"> ・スタンド内に中継放送に対応したスペースを確保すること。 ・放送設備に対応したスタンド内の配線・配電に配慮すること。 |

オ 観客関連諸室

| | |
|-----------------|---|
| 観客席 (内野スタンド) | <ul style="list-style-type: none"> ・内野スタンド収容人数12,000席以上を確保すること。 ・座席は余裕ある前後幅、シート間隔を確保すること。 ・必要に応じ転落防止対策を施すこと。 ・法令、条例に基づき、障がい者用の椅子、スペース、動線、及び介助者用椅子を確保すること。 ・バックネット裏にスタンド屋根を設けること。 |
| 観客席 (外野スタンド) | <ul style="list-style-type: none"> ・外野スタンドは芝生席を基本とし、収容人数8,000席以上を確保すること。 |
| 観客用トイレ | <ul style="list-style-type: none"> ・収容人数を勘案し、男性用、女性用について適正な箇所数及び便器数を設置すること。 ・障がい者用トイレを設置すること。 ・多目的トイレを車いす席からアクセスしやすい場所に設置すること。 ・どの席からもアクセスしやすい場所にあること。 ・洗面台は便器の数に応じて、最適な数を設置すること。 ・ハンドドライヤー、おむつ換えベッドを設置すること。 ・女性トイレは、洗面台前に鏡を設けず、別途鏡付きの化粧コーナーを設ける等、室内に滞留が生じにくい設計とすること。 ・洗浄機能付便器、自動水栓用の電源コンセントを設けること。 |
| エレベーター | <ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者やベビーカーを使用する観客等が上部階に至るためのエレベーターを適切な場所に設置すること。 ・急病人やけが人の搬送の際、ストレッチャーを使用することを想定した仕様とすること。 |
| 物販スペース | <ul style="list-style-type: none"> ・物販スペースを設定すること。 ・物販スペースには給排水設備及び電源を確保すること。 |

カ 管理・サービス関連諸室

| | |
|-----|--|
| 事務室 | <ul style="list-style-type: none"> ・エントランスホールに隣接し、受付事務が容易な配置とすること。 ・スペースの広さはSPCが配置する職員数に応じて確保し、快適な執務環境の確保及び執務効率の高い事務機器等のレイアウトに配慮すること。 ・車いす利用者にも対応できる受付カウンターを設置すること。 |
| 医務室 | <ul style="list-style-type: none"> ・事務机、ベッド、洗面台、冷蔵庫、AED、担架を設置すること。 ・緊急車両が直接アクセスできるように、外部へ通じる出入口及び通路を設けること。 ・通路、ドアは担架や車いすが支障なく通行できる幅を確保すること。 |
| 会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・60㎡程度を2室以上確保し、一体利用できる可動間仕切りとすること。 ・運営室や記者詰所としても対応できるよう十分なコンセント容量を確保すること。 |

| | |
|--------|---|
| 共用部 | ・通路は選手用具搬入用のカゴ台車と人がすれ違える以上の十分な幅員を確保すること。 |
| 展示コーナー | ・外部から立ち入りやすい場所に郷土出身野球関係者の顕彰スペースとして企画展示スペースを設けること。 |
| 備蓄倉庫 | ・100㎡程度の防災備蓄倉庫を確保すること。 |

(2) 屋内練習場

ア グラウンド関連施設

| | |
|-------|--|
| グラウンド | <ul style="list-style-type: none"> ・野球・ソフトボールの内野守備、走塁練習、ピッチングマシン等を用いた個別練習のほか、フットサル国際試合規格2面が確保できるなど、多目的な利用にも対応できる空間とすること。 ・フィールドサイズ：50m×50m以上を確保すること。 ・フィールド舗装は全面人工芝とすること。 ・フィールド内を区画する可動式防球ネットを設置すること。 ・天井高さは12m以上を確保すること。 ・フィールドの外周にランニングコースを設けること。またこの部分を見学ギャラリーとして開放することを想定した、フィールドとの仕切りを設けること。 ・放送・照明・換気設備を備えること。 ・大規模災害発生時の支援物資搬出入のために大型開口（幅4m、高さ4.5m程度）2箇所を設けるなど、支援物資の搬入・保管等に対応可能な仕様とすること。 |
|-------|--|

イ プレイヤー関連諸室

| | |
|-----|---|
| トイレ | <ul style="list-style-type: none"> ・男女各1室ずつを設置すること。 ・高齢者、障がい者が入りやすく、異性の介助の際にも入りやすい場所に多目的トイレを設置すること。 |
|-----|---|

ウ 管理関連諸室

| | |
|-----|---|
| 事務室 | <ul style="list-style-type: none"> ・スペースの広さはSPCが配置する職員数に応じて確保し、快適な執務環境の確保及び執務効率の高い事務機器等のレイアウトに配慮すること。 ・車いす利用者にも対応できる受付カウンターを設置すること。 |
| 器具庫 | ・ピッチングマシン、防球ネット、各種ベース・ゴール等の用具が余裕を持って収納でき、将来の収納量の増大にも対応できるよう、十分な規模を設けること。 |

(3) 外構

ア 駐車場関連施設

| | |
|----------|---|
| 一般及び身障者用 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般利用者及び身障者用として普通車1,000台以上を駐車台数の基本とし、想定利用者数や最大同時利用時などを踏まえて、各施設について利便性の高い位置に整備すること。 ・普通車駐車場を兼用する形で、大型バスの待機スペースとして50台分を確保すること。 ・車いす利用者用駐車場は可能な限り車いす席と同数確保すること。（敷地内には法令、条例に基づく台数以上を確保すること。） ・照明や案内サインなどを設置すること。 |
| 運営関係者用 | <ul style="list-style-type: none"> ・SPCの管理用・従業員用は一般駐車場と別に40台以上を確保すること。 |
| 緊急車両用 | <ul style="list-style-type: none"> ・警察、消防、救急車等の緊急車両の駐車スペースとグラウンドまでの動線を確保すること。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・観客のための自動二輪駐車場、駐輪場について、アクセス環境をみて設置すること。 ・駐車場エリアに地下式又は表面貯留方式による雨水貯留施設を整備すること。 |

イ 公園関連施設

| | |
|-------------|--|
| 広場 | <ul style="list-style-type: none"> ・大会・イベント時の大人数が移動するのに配慮した広場等のたまり空間を確保すること。 |
| ランニングコース | <ul style="list-style-type: none"> ・野球場外周の園路を活用して整備すること。 ・幅員は、ランナーがすれ違うことが可能な幅員を確保すること。 ・舗装は園路部分と異なる色とし、機能区分を明確化させること。 |
| 道路整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・南西部の未整備道路(幅員6m)の整備を行うこと。 |
| 歩行者通路 | <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場や周辺道路からの歩行者専用通路を整備すること。 ・可能な限りの歩車分離を図り、歩行者の安全確保に十分な対策をとること。 |
| 外構設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の雨水を速やかに排水するよう排水設備を設けること。 ・敷地内の主要な動線の範囲に外灯を設置すること。 ・植栽地を適切に管理できるよう水栓等を設けること。 ・事務室から公園内放送ができる設備を設けること。 |
| 防災調整池 | <ul style="list-style-type: none"> ・洪水調整容量6,576m³を確保し、流末流水路は高屋敷堰とすること。 |
| 災害用マンホールトイレ | <ul style="list-style-type: none"> ・災害用トイレとしてマンホールトイレ20基を設置し、管理すること。 ・トイレ整備は「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」(国土交通省)に準拠した仕様とすること。 |
| 敷地外周 | <ul style="list-style-type: none"> ・開設部分同様に、植栽等による車道への飛び出し防止対策を講じること。 |

4 建築計画に係る要求水準

(1) 建築条件

- ア 施設利用者（観客、メディア、選手、運営、業者等）の明確なゾーニングと動線計画を行うこと。
- イ 観客の歩行空間については、利用者集中に際しても安全で円滑な動線を確保するため、十分な幅員・数量や適切な形態・設備とすること。
- ウ 利用団体、管理者や近隣施設などの関係者と調整を図り、設計に反映すること。
- エ 周辺地域に対し、野球場から発生する光や音に配慮し、またこれらを低減すること。
- オ スタンドの壁面、手すり等には、横断幕や看板の設置が容易にできるよう配慮すること。
- カ 施設内外で賑わいを創出する工夫を行うこと。
- キ 設計段階で市の景観アドバイザー会議に諮ること。
- ク 多様なエネルギー源の確保など、災害時の対応策を考慮すること。

(2) 構造条件

- ア 耐震性に十分配慮する計画とすること。
- イ 構造体の耐震性能の分類は「官庁施設の総合耐震計画基準」（平成8年版）の『Ⅱ類』とすること。
- ウ 非構造部材の耐震安全性の分類は「官庁施設の総合耐震計画基準」（平成8年版）の『A類』とすること。
- エ 設備の耐震対策の分類は「官庁施設の総合耐震計画基準」（平成8年版）の『乙類』とすること。
- オ 重要度係数を $I = 1.25$ 以上とすること。
- カ 基礎の設計は、敷地内で行った地盤調査報告書に基づいて、安全性の確認を行うこと。
- キ 地盤の液状化、地盤の圧密沈下を考慮した基礎設計を行うこと。

(3) 外構条件

- ア 車路部分は、大型バス、消防車、搬入車両等の大型車両の利用を想定した舗装とすること。

(4) 施工条件

- ア 工事ヤードには仮囲いを設置すること。
- イ 産業廃棄物は、関連法令に従い適切に処分すること。
- ウ アスベスト含有資材は使用しないこと。
- エ 工事に伴う騒音・振動・粉塵等の対策を行うとともに、建設重機は低振動・低騒音型重機を採用すること。
- オ 周辺施設に影響を及ぼさないよう配慮すること。
- カ 工事に必要な用水・電力の引込・使用料はSPCの負担とすること。
- キ 周辺地域への情報提供として、完成予想図や週間工程表を掲示すること。

5 建築設備に係る要求水準

(1) 電気設備計画

ア 一般事項

- (ア) 自然光の有効利用・高効率機器の採用及び省エネルギー手法の採用により、エネルギーの節約を図ること。
- (イ) 騒音、光害など、地域周辺環境への影響を配慮した計画とすること。
- (ロ) 機器の運転、保守点検及び更新など保全業務の容易な設備計画とすること。
- (ハ) エリア別・時間帯別の制御、運用ができる計画とすること。
- (ニ) インニシャルコスト、ランニングコストの縮減と省エネ化のバランスの取れた計画とすること。
- (ホ) トイレ等は、安全に身体障がい者・高齢者の利用が出来るよう考慮した設備計画とすること。
- (ヘ) 各種機器は事務室等で操作管理ができるようにすること。
- (ヘ) 使用する機器の不具合発生時は、国内サービス拠点より修理パーツ等を迅速に入手し不具合を是正できるようにすること。
- (ケ) 全ての映像表示機器について、インフォメーション映像、中継局提供映像、テレビなど様々な映像に切替えができるものとし、集中して管理できるようにすること。
- (コ) 電波障害発生の有無を確認し、対応を行うこと。
- (サ) 各諸室・スペースには、電源、エアコン、電話（内線・外線）、テレビモニター、高速インターネット環境、共聴回線、時計を必ず設置すること。
- (シ) 配線用にケーブルラックを設置し、将来の配線が容易な設備計画とすること。

イ ナイター照明設備【野球場】

- (ア) 照度基準として JIS Z9127 スポーツ照明基準に定める硬式野球・区分 I 以上を確保すること。
- (イ) 照度は練習時、レクリエーション、一般競技、公式競技等の種別に対応できるよう 4 段階以上の切替が可能ないように計画すること。
- (ロ) 周辺地域との距離を考慮し、光害に配慮した計画とすること。

ウ 室内・通路照明設備

- (ア) 各諸室やスタンド等は、適切な照度を選定すること。
- (イ) 入場待機スペースや外周全体は、夜間にも安全が確保できる照明を設置すること。
- (ロ) LED 照明や高効率型蛍光灯の導入、人感センサーによる自動点滅等、省エネや環境負荷低減を行うこと。
- (ハ) ランプの交換が困難な場所は、自動昇降機付きの器具を選定するなど、メンテナンスの容易なものにすること。
- (ニ) 野球場全体の照明は、管理事務室で一括管理できるようにすること。

エ 放送設備

- (ア) 野球場、屋内練習場及び屋外に個別・一斉放送ができるよう放送設備を設けること。
- (イ) 一般業務放送と非常放送の設備に分ける。また、非常放送時は、一般業務放送の音声は自動カットされ、非常放送の音声を優先とすること。
- (ウ) 野球場グラウンド用音響は、各諸室で音量をコントロールできるようにすること。
- (エ) 野球場グラウンドに設置するスピーカーは、屋外用ラインアレイタイプとするなど、スタンド全体とグラウンド全体を適切にカバーすること。
- (オ) 野球場スタンドに2箇所程度ピックアップマイクを設置し、観客騒音に応じて自動的に音量のコントロールを行えるようにすること。
- (カ) 音量調整卓を場内放送室に設置し、全体のスピーカーを個別に制御できるようにすること。
- (キ) 可搬式の自立スピーカーが、容易に使えるようにすること。
- (ク) 周辺地域への影響を考慮し、指向性スピーカーの採用など、騒音に配慮した計画を行うこと。

オ スコアボード設備【野球場】

- (ア) スコアボード装置はバックスクリーン一体形、H6.5m×W22m以上とし、おおむね観客の全ての席から目視出来る位置、サイズを選定し、設置すること。
- (イ) 簡素化・簡易化されたシステム構成により、システムによる不具合発生時にも復旧までの時間が短いなど、運用面での安全性、ランニングオペレーションコストの低減を考慮し、仕様を検討すること。
- (ウ) 場内放送システムと連携できるようにすること。
- (エ) スコアボード表示部に使用するLEDモジュールはモジュール使用数の1%程度を予備品として納入すること。
- (オ) 一般利用を考慮し、特別な指導を受けることなく簡単に利用できるような設備（カメラ操作、DVD再生など）も設けること。

カ 受変電設備

- (ア) 受変電設備は、将来増設用のスペースを設けること。
- (イ) 契約電力は1,500kW以下を原則とし、受電電圧は特別高圧としないようにすること。
- (ウ) イニシャルコスト、ランニングコスト及び信頼性においても最も有利な方式を提案すること。
- (エ) 自然エネルギーを利用し発電した場合には、効率の良いエネルギーの運用に努めること。
- (オ) 停電時に必要な予備電源（発電設備、蓄電池設備、無停電電源装置等）を検討し、必要に応じて設置すること。

キ 発電設備

- (ア) 発電機は、防災負荷以外にも電源供給を行い、3時間以上の作動能力を持つこと。
- (イ) 保安負荷は非常用対応とし、グラウンド用音響・各諸室の照明の一部、廊下照明の一部、給水ポンプ・排水ポンプ等とし、夜間グラウンドを使用している場合を考慮し、瞬時に点

灯可能な器具を一部、発電機回路に接続すること。

- (ウ) 発電方式を検討し、環境性能に資する最適な設備とするとともに、契約電力を抑制させるべくピークカットに運用できるよう検討すること。
- (エ) 発電機の騒音や排気が、試合・大会の開催に支障のないよう配置計画をすること。
- (オ) 燃料貯蔵場所を要する自家用発電機を設置する場合は、給油が容易に出来るようにすること。
- (カ) 無停電電源装置（UPS）を設置する等、停電や瞬間停電時に OA 機器等に支障が無いように配慮すること。

ク 電源設備

- (ア) 場内（コンコースを含む）及び各諸室には、用途に応じ必要数のコンセントを設けること。また必要に応じ、単相、三相やアンペア数、ボルト数、コンセント形状や給電方式を選定すること。
- (イ) 観客が利用する通路及び階段に設置するコンセントは、いたずらされないよう工夫すること。

ケ 雷保護設備

- (ア) 施設及び施設利用者を落雷から保護するため、照明塔等に避雷針設備を設けること。

コ 情報通信設備

- (ア) LAN を導入すること。幹線敷設用ケーブルラックを情報機器の設置を想定する室に敷設すること。
- (イ) 施設利用者や来館者の利便性向上に配慮し、公衆無線 LAN（キャリア Wi-Fi、フリー Wi-Fi 等）による通信環境の向上を図ること。
- (ウ) 場内における携帯電話の使用環境の確保について通信事業者と協議を行うこと。
- (エ) 情報通信設備の通信環境の確保においては、市立会いの下、通信事業者等と協議を行うこと。

サ 構内交換設備

- (ア) 事務室に電話交換機を設置し、各諸室間で電話連絡ができるようにすること。
- (イ) 停電対応型電話機や内線電話機の発信制限を設定できるようにすること。
- (ウ) 必要に応じて公衆電話用配管を設置すること。

シ 時計表示設備

- (ア) 野球場グラウンド及び観客席、屋内練習場グラウンド及び広場から常に正確な時刻を確認できるように、視認性に優れた時計設備を設けること。
- (イ) 野球場時計表示部は、スコアボードと一体型とすること。

ス ローカル音響設備

- (ア) 大きな諸室、記者会見室、コンベンション等に使用が見込まれる諸室には、ローカル音響設備及びプロジェクターやスクリーンなどの映像装置を設置すること。

セ インターホン設備

- (ア) 事務室、運営本部に使用が見込まれる諸室とグラウンド出入口には、連絡が可能なインターホンを設置すること。

ソ 緊急呼出設備

- (ア) 多目的トイレ等、緊急呼出が必要と思われる箇所には、緊急呼出設備を設け管理者が容易に対応できるようにすること。

タ テレビ共聴設備

- (ア) 建物屋上にテレビアンテナを設置し、地上デジタル・衛星放送等の受信が可能な設備とすること。
- (イ) 各諸室や観客が利用する歩行空間にテレビ端子を設けること。
- (ウ) 全ての映像表示機器が、インフォメーション映像、大型映像装置の表示映像、中継局提供映像、テレビなど、様々な映像に切替えることができ、切替えは集中して管理できるようにすること。

チ 機械警備設備

- (ア) グラウンド内は、竣工後の施設管理形態に応じて簡易に機械警備を導入できるように各諸室、通路、階段に空配管及び機器取付用ボックスを設置すること。

ツ 防災設備

- (ア) 関係法令等を厳守すること。

テ 監視カメラ設備

- (ア) 観客席、通路、エレベーターホール、グラウンド出入口や周辺など、管理上必要となる箇所に監視カメラを設置すること。
- (イ) 記録機能付の監視しやすい監視監視装置を設置すること。
- (ウ) 事務室にモニター及び操作設備を設置し、運営本部、警察・消防控室や警備控室などにおいても監視カメラの映像をモニタリングできるようにすること。
- (エ) カメラ台数が多くなるため、WEBカメラの検討も行い必要データは電子媒体で保存が可能な設備も検討すること。

ト テレビ等中継設備【野球場】

- (ア) テレビ等中継車両駐車スペースを2局分確保する。1局あたりの車両は下記の通りとし、近接して設置すること。

・大型中継車、音声車、機材車、衛星伝送車、スタッフ車2台、電源車

- (イ) 大型中継車、音声車、機材車は悪天候時の作業環境に考慮した計画とすること。
- (ウ) 衛星伝送車は衛星方向に障害物の無い位置に確保すること。
- (エ) テレビ等中継用に放送室、マイク設置位置、カメラ設置予定位置、伝送用アンテナ位置にケーブル布設が可能な配管設備等を行うこと。
- (オ) テレビ等中継車用駐車スペースには電源盤・端子盤等を設けること。
- (カ) テレビカメラ設置スペース、実況放送室、伝送用機材設置スペース、グラウンドなど必要な場所に電源設備を設けること。
- (キ) 中継車駐車スペース、ケーブル設置スペース、テレビカメラ設置スペース、伝送用機材設置スペース、実況放送室、フィールドなど必要な場所に端子盤の設置及び配線ルートを確保すること。
- (ク) その他詳細は、事業者決定後、市及び関係団体等と協議を行い、プロ野球公式戦等の中継を適切に行うことができるよう配慮すること。

ナ 中央監視設備

- (ア) グラウンド内の受変電設備、発電機設備、空調設備、衛生設備、照明設備等の監視・警報・発停・計測・計量等の一元管理及びスケジュール等の自動運転等が可能な設備とすること。

ニ 昇降機設備【野球場】

- (ア) 用途は人荷用として、観客、メディア、運営、業者が円滑に利用できるように、エレベーターを設置する。必要定員(最低13名以上、ストレッチャー対応)・サイズ・仕様・速度は設置基数に応じて計画すること。
- (イ) 地震時管制運転、火災時管制運転及び停電時救出運転の管制運転を遠隔監視できる機能を計画すること。

(2) 機械設備計画

ア 一般事項

(ア) 省エネルギー化

・ 空調換気設備

高効率で個別運転可能な空調システム、排熱回収換気などを計画し、省エネルギー化を図ること。

・ 給排水衛生設備

衛生器具は、ユニバーサルデザインに配慮すると同時に、節水器具を採用し節水化を図ること。

(イ) 周辺環境への配慮

- ・ 室外に設置する設備機器は、騒音など周辺環境への影響に配慮した配置計画とすること。

(ウ) 維持管理の容易さ及び設備更新等への配慮

- ・ 設備機器は、運転、保守点検、設備更新に配慮した汎用機器を採用し、メンテナンスの容易化とコスト低減を図ること。

- また、保守管理や将来の更新作業が容易に行えるように、適正な機器配置、配管・ダクトスペースを確保した計画とすること。
- (エ) 経済性への配慮
 - イニシャルコスト、ランニングコストの縮減と省エネ化のバランスの取れた計画とすること。
- (オ) 人にやさしい施設
 - 幼児、高齢、障害の方の利用に配慮した、使いやすい衛生器具の選定をすること。

イ 空調換気設備計画

(ア) 空調設備

- 居室は、原則として空調を行い、高効率で個別運転可能な空調システムを計画すること。空調ゾーニングは、各室の用途、使用時間、使用勝手、室内負荷パターンに応じた計画とし、機器運転の効率化・省エネルギー化を図ること。
- 空調運転管理は、操作性の良いタッチパネル式集中リモコンを管理室に設置し、電気設備の中央監視盤面に組み込む計画とすること。なお、システムへの組み込みは不要とする。
- 温湿度設計条件は、下記の基準も参考に、室用途や猛暑日の増にも配慮して最適に設定すること。

国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「建築設備設計基準」

(イ) 換気設備

- 居室の換気は、全熱交換器の採用やCO2センサーで外気導入量制御可能な計画とするなど、省エネルギー化を図ること。その他の諸室は、用途に応じた適切な換気種別を計画すること。

(ウ) 排煙設備

- 可能な限り自然排煙で計画をすること。

ウ 給排水衛生設備計画

(ア) 給水設備

| | |
|-------|----------------------------------|
| 給水人員 | 観客、競技者、職員数より決定すること。 |
| 給水方式 | 受水槽＋加圧給水ポンプユニット方式で計画をすること。 |
| 受水槽容量 | 給水量及び受水槽容量は、上下水道局基準を勘案し決定をすること。 |
| 受水槽水位 | 開催日、非開催日の水位調整は、水位センサーによる計画とすること。 |
| その他 | 受水槽に緊急遮断弁を設ける等、災害時の水の確保対策を行うこと。 |

(イ) 衛生器具設備

- 節水器具で計画をすること。

| | |
|--------|---------------------------------|
| 洋式便器 | 洗浄機能付便器、フラッシュ弁、防汚処理、消音装置(女性トイレ) |
| 小便器 | 壁掛型、自動洗浄、防汚処理 |
| 洗面器 | カウンター形、自動水栓、ハンドドライヤー |
| 多目的トイレ | フラットカウンター多目的トイレパック、オストメイト対応マルチパ |

| | |
|--|--------------------|
| | ック、背もたれ、着替え台、簡易ベッド |
|--|--------------------|

(ウ) 給湯設備

- ・ 給湯熱源は、省エネルギー、省コストを勘案し計画すること。

(エ) 排水設備

- ・ 汚水、雑排水 : 屋内分流、屋外合流方式で、公共下水道本管に放流すること。

(オ) ガス設備

- ・ ガス設備を使用する場合、計量ができてガス漏れ警報機と連動遮断できる計画とすること。
- ・ ガス設備を使用しない場合でも、将来対応として配管ルートを確認しておくこと。

(カ) 消火設備

- ・ 消防法によるほか、盛岡市火災予防条例により、火災発生時に自動又は人の操作で、有効かつ迅速な消火が行える消火設備の設置を検討すること。
- ・ 消火設備の設置に当たっては、消防署と打合せ協議し計画をすること。

(キ) 雨水利用設備

- ・ 便器洗浄水等への雨水再利用を図るものとする。

6 備品に係る要求水準

(1) 備品・機器・工具・消耗品の整備方針

本施設に必要な備品、機器、工具、消耗品について整備すること。

- ア 各諸室・スペースにはテーブル、椅子、電話（内線、外線）、テレビモニター、共聴回線、時計等
- イ 硬式野球の公式戦開催（開閉会式、表彰式等を含む）、ソフトボール大会等各種イベントの開催及びその準備に必要なもの
（市旗、県旗、国旗、テント、机、椅子、拡声器、マイク、スピーカー等）
- ウ トレーニングルームの運営に必要なもの（各種マシン、機器等）
- エ 維持管理・運營業務に必要なもの（車両を含む）
- オ けが人・急病人の救護、熱中症対策等に必要なもの（ベッド、担架、製氷機、AED等）
- カ 広報・連絡等に必要なもの（掲示板、ホワイトボード、ポスターフレーム、パンフレット、スタンド等）
- キ その他、施設の設置目的の達成及び業務遂行上必要なもの

(2) 整備・維持管理区分

パソコン等 OA 機器類は将来の高スペック化に対応していくこと。SPC が運営する事務室内で業務として使用する端末を除き 5 年ごとに更新を行い、最後の契約終了を事業期間終了時に合わせ、事業期間終了後の市への円滑な引継ぎに配慮すること。

- ア 備品の性能を低下させないことを前提に、施設や設備と一体的に整備することも可能とする。
- イ SPC が本事業を実施する上で必要な備品について、SPC が自ら調達し、設置すること。なお、価格、耐用年数、使用頻度、契約内容面から、市が適切と認めるものはリース等によることが

できる。

ウ 備品の内容及び数量について、市と SPC は SPC の提案を基に協議の上、適切な内容及び数量を決定し、市の承認を得ること。またプロ野球開催に必要なものは、プロ野球公式戦開催に相応しい規格を満たすものとする。 (特にバッティングケージやピッチングネットの高さ・規模に留意すること)

エ 調達する備品類が効果的に配置できるように各部屋のレイアウトを検討すること。

7 設計業務に関する事項

(1) 業務の対象

SPC は、本要求水準書、事業者提案等に基づき、本施設を整備するために必要な基本設計と実施設計を行う。設計に伴い必要な事前調査は、市の許可を得て、SPC の判断により実施すること。

なお、地質調査は市において実施しており、SPC の責任において、当該調査報告書の内容を必要に応じて解釈し、利用すること。また、SPC が必要とする場合に自ら地質調査を行うことは妨げない。

(2) 業務期間

設計業務の期間は、事業契約締結日を始期として、事業全体のスケジュールに整合させ SPC が計画すること。

(3) 業務範囲

SPC は、本要求水準書、事業者提案等に基づき、基本設計及び実施設計を行うこと。

基本設計にあたっては、単なる概略的設計内容ではなく、実施設計に移行した場合に支障のないように主要な技術的検討が十分に行われ、主要寸法、主要な納まり、主要な材料等の設計の基本事項が十分に盛り込まれた内容とすること。また、実施設計にあたっては、基本設計が確認された後、これに基づく工事に必要な内容とすること。

(4) 実施体制

SPC は設計業務の責任者を配置し、設計体制と合わせて設計業務着手前に市に通知すること。

(5) 設計計画書の提出

SPC は設計業務着手前に詳細工程表を含む設計計画書を作成し、市に提出して承認を得ること。

(6) 設計内容の協議等

SPC は設計にあたり、市と協議を行うこと。市は、SPC の設計の検討内容について、いつでも確認することができる。

(7) 進捗状況の管理

設計業務の進捗管理は SPC の責任において実施すること。

(8) 設計の変更について

設計の変更に関する事項は事業契約書にて定める。

(9) 業務の報告及び設計図書等の提出

SPC は、設計計画書に基づき定期的に市に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、基本設計及び実施設計の終了時に、以下に示す設計図書等を市に提出して承認を得ること。なお、設計図書に関する著作権は市に帰属する。

ア 基本設計

- (ア) 設計図
- (イ) 基本設計説明書
- (ウ) 意匠計画概要書
- (エ) 構造計画概要書
- (オ) 設備計画概要書
- (カ) 各技術資料
- (キ) 工事費概算書
- (ク) 増設計画図
- (ケ) その他必要と思われる図書等

イ 実施設計

- (ア) 設計図
- (イ) 実施設計説明書
- (ウ) 数量調書
- (エ) 工事費内訳明細書
- (オ) 構造計算書
- (カ) 設備設計計算書
- (キ) 什器備品リスト
- (ク) 建物求積図
- (ケ) 許可等申請、各種届出等
- (コ) 諸官庁協議書、打ち合わせ議事録
- (サ) 完成予想図
- (シ) その他必要と思われる図書等

(10) 建築確認申請等

SPC は、建築基準法に基づく建築確認申請を行うこと。建築確認申請前に市に対しその内容を説明するとともに、建築確認取得時には、市にその旨の報告を行うこと。また、申請前に、

「盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例」等に基づく手続きを行うこと。その他、事業に必要な各種手続きは法令に基づき適切に行うこと。

8 建設及び工事監理業務に関する事項

(1) 業務の対象

SPCは、本要求水準書、事業契約書、設計図書、事業者提案等に基づき、本施設の建設及び工事監理業務を行う。

(2) 業務期間

建設業務の期間は、施設整備業務完了の日を終期として、事業全体のスケジュールに整合させSPCが計画すること。

(3) 実施体制

ア 現場代理人

SPCは建設業務の責任者（現場代理人）を配置し、組織体制と合わせて建設業務着手前に市に通知すること。

イ 工事監理者

SPCは工事監理業務の責任者を配置し、工事監理体制と合わせて監理業務着手前に市に通知すること。

(4) 着工前の業務

ア 各種申請業務

SPCは、本施設の建設工事に必要となる各種許認可、届出等の手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。市が必要とする場合は、各種許認可等の写しを市に提出すること。

イ 近隣調査及び準備調査等

(ア) 着工に先立ち、周辺施設・地権者等との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解を得て、安全を確保すること。また、工事に関して周辺施設・地権者等や近隣への説明会等を実施し、工事内容についての了解を得るよう努めること。

(イ) 本事業の工事が周辺施設・近隣の生活環境に与える騒音、振動、悪臭、粉塵、地盤沈下及び電波障害等の諸影響についてあらかじめ検討、調査し、合理的に要求される範囲の対策を施すこと。

(ウ) 周辺施設・地権者対策や近隣対策の実施については、市に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。

(エ) 工事に関する周辺施設・地権者等や近隣からの苦情等については、SPCの責任において適切に対応し、処理を行うこと。

ウ 着工時の提出書類

SPCは、工事の着手の前に、総合施工計画書、工事全体工程表等を作成し、市に提出して承

認を得ること。

(5) 建設期間中の業務

ア 建設工事

- (ア) SPC は、各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って本施設の工事を実施すること。
- (イ) SPC は、工事現場に工事記録を常に整備すること。
- (ウ) 市は、SPC が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、いつでも工事現場の施工状況の確認を行うことができるものとし、SPC はこれに協力するものとする。
- (エ) 工事を円滑に推進できるように、必要な工事状況の説明及び調整を十分に行うこと。
- (オ) 市が別途発注する第三者の行う設計、工事等が SPC の業務に密接に関連する場合には、必要に応じて調整・協力を行うこと。
- (カ) 騒音、振動、水質汚濁、悪臭、粉塵、地盤沈下、水枯れ及び電波障害等の諸影響について、市と協議し、必要な計測を行い、十分な対策を施すこと。万一発生した場合は、苦情処理等 SPC の責任において適切に対応し、処理すること。
- (キ) 工事により発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理、処分すること。
- (ク) 工事により発生した廃材等のうち、その再生が可能なものについては、積極的に再利用を図ること。
- (ケ) 隣接する物件や、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損をした場合の補修及び補償は、SPC の負担において行うこと。
- (コ) 工事中は球技場等の利用者、周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情その他については、SPC の責任において、工程に支障をきたさないよう適切に対応し、処理すること。
- (サ) 工事現場内の事故災害の発生に十分留意するとともに、球技場及び周辺地域へ災害が及ばないよう万全の対策を施すこと。
- (シ) 工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者等と協議し、運行速度、交通誘導員の配置、案内看板の設置、車両のタイヤの洗浄、道路の清掃等、十分な配慮を行うこと。

イ 工事監理

SPCは工事監理の状況を毎月市に報告すること。また、市が要請した場合は、随時報告を行うこと。工事監理業務内容は、「平成21年度国土交通省告示第15号」及び「工事監理ガイドライン」に示されている業務とする。

(6) 竣工後業務

ア SPC による竣工検査

- (ア) SPC は、自らの責任及び費用において、竣工検査及び設備等の試運転を実施すること。
- (イ) 竣工検査及び設備等の試運転の実施については、それらの実施日の7日前までに市に書面

で通知すること。

(ウ) 市は、SPC が実施する竣工検査及び設備等の試運転に立会うことができる。

(エ) SPC は、市に対して竣工検査及び設備等の試運転の結果を検査済証やその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

イ 市の完工確認

市は、SPCによる前項の竣工検査及び設備等の試運転の終了後、本施設について、以下の方法により完工確認を実施する。

(ア) 市は、SPC の立会いの下で、完工確認を実施する。

(イ) 完工確認は、市が承認した設計との照合により実施する。

(ウ) SPC は、設備等の取り扱いに関する市への説明を、前項の試運転とは別に実施すること。

ウ 竣工図書の提出

SPCは、市による完工確認の通知に必要な図書を市に提出すること。必要な図書は事業契約書において定める。なお、これら図書の保管場所を本施設内に確保すること。

エ 完工確認後手続

SPCは、市による完工確認後、建築基準法に規定する検査済証、引継書を遅滞なく市に提出すること。

オ 所有権移転等の関連手続

市から本施設の工事の完工確認通知を受領した後、引渡し予定日までに本施設の所有権を市に移転する手続を行い、本施設を市に引き渡すこと。また、本施設の引渡しの後に、SPCは市に対して設備等の操作説明等を行うこと。

カ 業務完了手続

SPCは、所有権移転手続完了後、市に業務完了届を提出し市の履行確認を受けること。

第3 運営業務に関する事項

1 基本的な考え方

(1) 業務の目的

本事業における運営業務は、本施設を適切な状態で運営することにより、本施設の機能を維持し、公共サービスの提供に支障を及ぼすことを防止するとともに、快適な本施設の利用を確保することを目的として実施されるものであり、特に次に掲げる事項について留意しなければならない。

ア SPCによる主体的な運営

- ・ SPCは、本要求水準書、事業者提案等に基づいて、自ら主体的に本事業を運営すること。なお、市は本施設に市の職員を配置しないものとする。

イ 優良なサービスの提供

- ・ SPCは、本施設の供用開始の日から運営等業務の期間満了までの間、本事業の円滑な運営、安全性の確保並びに施設の利便性及び信頼性の向上を目指し、運営業務を行うこと。

ウ 事故の防止

- ・ SPCは、運営業務で得た個人情報の管理に十分注意し、適切な措置を講じること。

エ その他

- ・ SPCは、盛岡南公園球技場の指定管理者と、本施設の運営上必要な連携を図ること。
- ・ SPCは、障がい者の雇用に努めること。

(2) 業務区分

運営業務の業務区分は、次のとおりとする。

ア 運営準備業務

イ 施設及び設備等の使用許可等に関する業務

ウ 利用料金の設定及び収受に関する業務

エ 施設等の利用に関する相談・案内業務

オ 利用者の安全確保に関する業務

カ 傷病者の救護措置業務

キ 広報業務

ク 庶務的業務

ケ 事業期間終了時の引継ぎ業務

(3) 実施体制

SPCは運営業務の責任者を配置し、業務実施体制と併せて運営業務着手前に市に通知すること。なお、責任者は、運営業務を一元的に管理し、取りまとめることができる者で、必要に応じ市が主催する会議等に出席できるものとする。また、業務担当者は、必要な知識及び技能、法令により資格が定められている場合は当該資格を有する者とする。

(4) 業務計画書

ア 業務計画書

SPC は、運營業務の実施に先立ち、本施設の運営に関する業務計画書及び業務計画書に付随する書類を、業務開始の6ヶ月前までに市に届け出て、運営等業務の期間開始前までに市の承諾を得ること。

イ 年度業務計画書

毎年度、運營業務の開始前の市長の定める日までに年度業務計画書及び年度業務計画書に付随する書類を提出し、年度開始前までに市の承諾を得ること。なお、その内容を変更する場合は、事前に市に届け出て、市の承諾を得ること。

(5) 業務報告書

SPC は、運營業務に関する次の事業報告書及び事業報告書に付随する資料を作成し、市に提出すること。なお、報告事項の詳細については、市と SPC との協議により決定する。

ア 日報

日ごとに実施した業務内容を日報として取りまとめ、SPC が保管し、市の要請に応じて提出すること。

イ 月次業務報告書

利用実績及び事業の実施状況等について、月ごとに月次業務報告書として取りまとめ、翌月10日までに市に提出すること。

ウ 半期業務報告書

利用実績、事業の実施状況、収支報告等について、半期ごとに半期業務報告書として取りまとめ、4月から9月分を10月末日、10月から翌年3月分を4月末日までに、市に提出すること。

エ 年度業務報告書

利用実績、事業の実施状況、収支報告、利用者からの意見・要望等への対応、SPC による自己評価等について、年度ごとに年度業務報告書として取りまとめ、各年度の業務終了後、市長が定める日までに市に提出すること。

2 基本要件

(1) 指定管理者

市は、本施設の管理等を地方自治法第244条の2第3項の規定により SPC に行わせる予定である。

(2) 施設の開場日等

ア 休場日

- ・ 本施設は、現段階では、12月29日から翌年の1月3日まで、並びに市長が特に必要があると認める日を休場日とすることを想定しているが、SPCの提案により、休場日を開場日とすることがある。

イ 開場時間

- ・ 本施設は、現段階では、下表の通りを基本とすることを想定しているが、事業者の提案により、開場時間を変更することがある。
- ・ 野球場については、開場時間前（午前5時～）の利用希望があった場合は、原則として対応すること。

| 施設 | 開場時間 |
|---------------------|-----------|
| 野球場・屋内練習場・トレーニングルーム | 午前8時～午後9時 |
| その他（園地、駐車場等） | 24時間 |

ウ 利用料金

- ・ 本施設の利用料金は、現段階では、「別紙6 利用料金表」のとおりとすることを想定しているが、SPCの提案により、供用開始の日から利用料金を改定することがある。
- ・ 利用料金については、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制」を採用するため、SPCの収入として収受すること。
- ・ 利用料金については、盛岡市野球場条例及び盛岡市スポーツ施設使用料減免基準に則って減免を行うこと（「別紙7 利用料金の減免基準」参照）。なお、減免が適用される団体は利用料金減免申請を行うので、SPCにおいて減免の許可を行うこと。減免に要する費用のうち、予定されている市・県の主催・共催事業を除く費用については、サービス購入費として年度末に精算する。（「別紙8 市・県の主催・共催事業」参照）
- ・ 上記以外の利用料金は、原則として精算しない。ただし、単年度の利用料金収入の決算額が、当該年度の収支予算書における利用料金の見積額を大幅に上回る場合、見積額と決算額の差額のうち一定程度を、施設利用料の割引の拡大、無料開放日の設定、備品の購入や、施設設備や備品の修繕などといった、施設利用者のサービス向上に振り向ける方策について、市からSPCへ協議を申し入れるものとする。協議を申し入れる際の基準等については、市とSPCが協議し、事業契約において定めるものとする。

（3）利用の許可

ア 利用許可の基準

利用許可の基準は、盛岡市野球場条例及び野球場条例施行規則により定められているが、この他に次の事項に留意すること。

- ・ 施設内で行う物品等の販売営利活動については、イベント等で行う一時的なものに限る。ただし、スポーツ競技大会等の際に、主催者以外の業者等が行う競技用品等の販売については、市が行政財産の目的外使用として許可を行うものとする。
- ・ 野球場の大会利用については、適切な時期に利用を希望する団体等との調整を行うこと。

なお、調整にあたっては、市主催の市民体育大会、県主催の高校野球岩手大会、プロ野球一軍公式戦を優先する。(利用実績については「別紙9 県営野球場・市営野球場の利用実績」参照)

- ・ 野球場の大会以外の利用、屋内練習場及びその他施設の利用については、新たな予約システムを構築し、利用希望者が常に最新の空き状況を確認できるようにすること。予約システムから予約できる施設については、SPC の提案に委ねるが、公平性には十分に配慮すること。
- ・ 野球場の開場時間前の利用については、予約の方法等を SPC の提案に委ねる。開場時間内の予約とは扱いを分けることも可とする。

イ 行政財産の目的外使用許可

行政財産の目的外使用部分の使用許可及び使用料、光熱水費の徴収については市が行う。
例) 主催者以外の業者等が施設内で行うスポーツ競技大会参加者等に対する物販所設置

ウ 暴力団排除への措置

(ア) 使用の不許可等について

SPC は、施設が暴力団の活動に使用されると認めるときは、当該施設の使用に係る許可その他の処分をせず、又は当該処分を取り消すこと。

(イ) 利益付与処分に関する措置について

SPC は、暴力団員等に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがある許可その他処分（法令により既に暴力団排除の措置が採られている処分及び前述の処分を除き、以下「利益付与処分」という。）をしないものとする。

また、SPC は、利益付与処分を受けた者が暴力団員等に該当することが判明したときは、当該利益付与処分を取り消すこと。

3 業務の要求水準

(1) 運営準備業務

ア 業務内容

SPC は、本施設の供用開始までに、人員配置、教育訓練、広報、施設の予約受付等、業務の開始に向けて必要な準備を行うこと。

イ 要求水準

- ・ SPC は、本事業で SPC が行うべき運営業務を、供用開始日より直ちに円滑に実施するため、運営業務に必要となる人員の配置、教育訓練、業務計画の策定等、運営開始に向けての必要な準備を行うこと。
- ・ 運営開始の3か月前までに、本施設のパンフレット及びホームページを作成し、その他市の広報物への情報や資料の提供を行うなど、施設の広報・宣伝活動を行うこと。
- ・ 施設の予約受付については、適切な時期から開始すること。
- ・ 野球場については、ネーミングライツを導入する予定である。SPC は、市及び県が行うネ

ーミングライツの募集事務に対し、広報等の支援を行うこと。

(2) 施設及び設備等の使用許可等に関する業務

ア 業務内容

SPC は、以下の業務を行うこと。

- ・ 貸施設計画の管理、調整
- ・ 予約の受付（予約システムでの対応を含む）
- ・ 利用許可申請書の受理、利用許可書の発行等

イ 要求水準

- ・ SPC は、職員を適正に配置し、受付窓口における利用者の待ち時間の短縮等に努め、サービスの低下を招かないようにすること。
- ・ 職員は、受付に当たっては、不公平、不透明な対応はしないこと。
- ・ 何らかの問題が生じた場合は、担当職員限りで処理せず、SPC の管理者等が誠意をもって対応すること。

(3) 利用料金の設定及び收受に関する業務

ア 業務内容

SPC は、以下の業務を行うこと。

- ・ 利用料金の徴収、減免の決定等
- ・ 利用料金の設定、利用者への周知
- ・ 利用の中止や取消し等に応じた、事前に収受した利用料金の還付、それに伴う事務処理

イ 要求水準

- ・ 施設設備等の利用料金のシステムや金額等について、本施設のパンフレットや広報物、ホームページなど、様々な情報ツールにより周知すること。
- ・ 利用料金徴収により発生する現金等の保管・管理を適切に行うこと。
- ・ 売上及び利用者についてのデータ管理を適切に行うこと。
- ・ 利用料金の還付が必要な場合は、適切かつ速やかに対応すること。

(4) 施設等の利用に関する相談・案内業務

ア 業務内容

SPC は、以下の業務を行うこと。

- ・ 利用・相談への対応、場内案内等
- ・ 各種問い合わせへの対応
- ・ 要望や苦情、トラブル等への対応

イ 要求水準

- ・ 施設設備利用に際し、設営物等がある場合については、設営の立会いを行い、利用者に対

し設営に関する適切な案内を行うとともに、事故の防止や施設設備の破損防止に努めること。

- ・ 付帯設備、備品等の利用がある場合については、利用者に対し、適切な利用法の説明、操作指導等を行うこと。
- ・ 施設の利用終了後、施設設備の維持管理及び安全管理のため、施設内の事後点検を行うこと。

(5) 利用者の安全確保に関する業務

ア 業務内容

SPC は、各施設の利用者の動線等に配慮し、必要に応じて利用者の安全を確保すること。

イ 要求水準

- ・ 大会やイベント等の開催時における混雑緩和や事故防止のため、必要に応じて主催者に指導すること。
- ・ 障がい者や高齢者等、配慮が必要な利用者に対する支援を積極的に行うこと。
- ・ 大規模な大会やイベント等により、周辺地域に影響があると判断した場合は、地元自治会への情報提供や、主催団体への交通方法の制限の依頼等、周辺地域に配慮した対応を行うこと。

(6) 傷病者の救護措置業務

ア 業務内容

SPC は、傷病者の救護措置を行い、日報等にその状況を記録するとともに、必要があると判断した場合は、すみやかに市に報告すること。

イ 要求水準

- ・ 緊急救護マニュアルを作成し、利用者等の病気・けが等に対応できるよう、緊急時の対応について対策を講じること。
- ・ 簡易な医薬品・資器材を用意すること。
- ・ 体調不良などの様子が見られる利用者には、利用者の状態を確認し、利用を控える等適切な助言をすること。
- ・ 救護措置を行った場合は日報に記録するとともに、軽度なものを除き、すみやかに市に報告すること。

(7) 広報業務

ア 業務内容

SPC は、本施設の集客促進及び利用者の利便性向上のために、本施設のパンフレットや市の広報紙、ホームページ等、様々な情報ツールにより情報を発信すること。

イ 要求水準

- ・ 下記の紙媒体による広報活動を行うこと。
 - ・ 市の広報紙を利用した行事や教室の宣伝活動
 - ・ ポスター、チラシによる施設利用促進等の宣伝活動
 - ・ 類似公共施設のポスターの掲示やPRの相互協力
- ・ 下記の電子媒体による広報活動を行うこと。
 - ・ 本施設のホームページの開設（新設すること）
 - ・ ホームページ上での本施設の概要や料金等の案内
 - ・ ホームページ上での行事や教室の宣伝活動
 - ・ 類似公共施設の行事や教室の掲載によるPRの相互協力
- ・ 本施設の視察の申出があったときは、市の承認を得て、本施設の業務運営に支障が生じない限り、その申出に対応すること。
- ・ 報道機関、地域情報誌等への情報提供に努め、広く広報活動を行うこと。
- ・ その他、「盛岡市スポーツ推進計画」に基づく各制度・事業についての周知・協力活動を行うこと。

(8) 庶務的業務

ア 業務内容

SPCは、以下の業務を行うこと。

- ・ 職員の勤務管理
- ・ 応対マニュアルの作成及び職員教育・研修
- ・ 利用許可申請書等の保管
- ・ 体育施設協議会研修会への出席
- ・ 岩手県体育施設協会への加入及び総会・研修会への出席
- ・ 市による競技団体等との意見交換会の開催への協力
- ・ 施設等の管理運営に関する調査及び資料の収集・作成
- ・ その他庶務（電話応対、消耗品の補充等）

イ 要求水準

- ・ SPCは、職員の適正な教育・配置により、本施設のサービスが低下しないように努めること。
- ・ SPCは、利用許可申請書等を施錠できるところに保管する等、個人情報の管理について、十分注意すること。

4 その他

(1) 大規模災害時の対応

ア 危機管理体制を構築するとともに、対応マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練を行うこと。また、消防署等から指摘があった場合は、直ちに改善措置を講じること。

イ 大規模災害により、市が必要と認めた場合は、SPCは受付時間、開場時間等を延長し、対応

すること。

ウ 大規模災害により本施設に損傷等が生じた場合には、SPCは、早期復旧に努めるものとし、その状況を逐次市に報告すること。

エ 盛岡市地域防災計画により、本施設が設置される盛岡南公園が臨時ヘリポート設置場所に指定されていることに留意すること。

(2) 保険及び損害賠償の取扱い

指定管理業務の範囲内での指定管理者が負うべき賠償責任については、市が加入している「全国市長会市民総合賠償保障保険」の対象となるため、当該保険の賠償責任を超えることが想定される業務がある場合は、SPCが独自に保険に加入すること。

また、施設内での自主事業等、指定管理者が独自に行う事業については対象外となるため、その規模等に応じ、想定される賠償責任に見合った保険に加入すること。

ア 保険名称 全国市長会市民総合賠償保障保険（賠償責任保険）

イ 保険金額（てん補限度額）

(ア) 身体賠償 1名につき 1億円

1事故につき 10億円

(イ) 財物賠償 1事故につき 2,000万円

(ウ) 免責金額 なし

第4 維持管理業務に関する事項

1 基本的な考え方

(1) 業務の目的

本事業における維持管理業務は、建物、設備及び外構等の性能及び状態を常時適切な状態に維持管理することにより、本施設の機能を維持し、公共サービスの提供に支障を及ぼすことを防止するとともに、快適な本施設の利用を確保することを目的として実施されるものである。

なお、SPCは、盛岡南公園球技場の指定管理者と、本施設の維持管理上必要な連携を図ること。

(2) 業務区分

維持管理業務の業務区分は、次のとおりとする。

- ア 建物保守管理業務
- イ 建物設備保守管理業務
- ウ グラウンド維持管理業務
- エ 緑地・外構等維持管理業務
- オ 清掃業務
- カ 警備業務
- キ 環境衛生管理業務
- ク 除雪業務
- ケ 備品等整備業務
- コ 修繕業務

(3) 実施体制

SPCは維持管理業務の責任者を配置し、業務実施体制と併せて維持管理業務着手前に市に通知すること。なお、責任者は、維持管理業務を一元的に管理し、取りまとめることができる者で、必要に応じ市が主催する会議等に出席できる者とする。また、業務担当者は、必要な知識及び技能、法令により資格が定められている場合は当該資格を有する者とする。

(4) 業務計画書

ア 業務計画書

SPCは、維持管理業務の実施に先立ち、本施設の維持管理に関する業務計画書及び業務計画書に付随する書類を、運営等業務開始の6ヶ月前までに市に届け出て、運営等業務の期間開始前までに市の承諾を得ること。

イ 年度業務計画書

毎年度、維持管理業務の開始前の市長の定める日までに年度業務計画書及び年度業務計画書に付随する書類を提出し、年度開始前までに市の承諾を得ること。なお、その内容を変更する場合は、事前に市に届け出て、市の承諾を得ること。

(5) 業務報告書

SPC は、維持管理業務に関する次の事業報告書及び事業報告書に付随する資料を作成し、市に提出する。なお、報告事項の詳細については、市と SPC との協議により決定する。

ア 日報

日ごとに実施した業務内容を日報として取りまとめ、SPC が保管し、市の要請に応じて提出する。

イ 月次業務報告書

勤務状況、点検・保守・清掃状況、更新・修繕記録その他必要な事項について、月ごとに月次業務報告書として取りまとめ、翌月 10 日までに市に提出する。

ウ 半期業務報告書

勤務状況、点検・保守・清掃状況、更新・修繕記録その他必要な事項について、半期ごとに半期業務報告書として取りまとめ、4 月から 9 月分を 10 月末日、10 月から翌年 3 月分を 4 月末日までに、市に提出すること。

エ 年度業務報告書

勤務状況、点検・保守・清掃状況、更新・修繕記録その他必要な事項について、年度ごとに年度業務報告書として取りまとめ、各年度の業務終了後、市長の定める日までに市に提出する。

2 業務の要求水準

(1) 建物保守管理業務

ア 業務内容

SPC は、以下の業務を行う。

- ・ 業務計画書に基づき、建築物各部位の点検、保守、修繕、更新等を実施すること。
- ・ 修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査・診断を行い、修繕を実施すること。
- ・ 業務の実施結果を記録すること。

イ 要求水準

事業契約書及び実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。

(ア) 屋根

- ・ 漏水がないこと。
- ・ ルーフドレン、樋等が詰まっていないこと。
- ・ 金属部分がさび、腐食していないこと。
- ・ 仕上げ材の割れ、浮きがないこと。

(イ) 外壁

- ・ 漏水がないこと。
- ・ 仕上げ材の浮き、剥落、ひび割れ、チョーキング、エフロレッセンスの流出がないこと。

(ウ) 地下ピット

- ・ 地下ピットの防水性が維持されること。

(エ) 建具（内・外部）

- ・ 可動部がスムーズに動くこと。
- ・ 定められた水密性、気密性及び耐風圧性が保たれること。
- ・ ガラスが破損、ひび割れしていないこと。
- ・ 自動扉及び電動シャッターが正常に作動すること。
- ・ 開閉・施錠装置は、正常に作動すること。
- ・ 金属部分がさび、腐食していないこと。
- ・ 変形、損傷がないこと。

(オ) 天井・内壁

- ・ ボード類のたわみ、割れ、外れがないこと。
- ・ 仕上げ材のはがれ、破れ、ひび割れがないこと。
- ・ 塗装面のひび割れ、浮き、チョーキングがないこと。
- ・ 遮音・吸音性を要する部屋において遮音・吸音性が保たれていること。
- ・ 漏水、かびの発生がないこと。

(カ) 床

- ・ ひび割れ、浮き又は磨耗及びはがれ等がないこと。
- ・ 防水性能を有する部屋において、漏水がないこと。
- ・ 歩行に支障がないこと。

(キ) 階段

- ・ 通行に支障を来たさないこと。

(ク) 手すり

- ・ ぐらつき等機能に問題がないこと。

(2) 建物設備保守管理業務

ア 業務内容

- ・ SPC は、次の項目を含む業務計画書に基づき、各種設備の保守管理業務を実施する。
 - ・ 運転監視業務
 - ・ 日常巡視点検業務
 - ・ 定期点検・測定・整備業務
- ・ 修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査・診断を行い、修繕を実施すること。

イ 要求水準

- ・ 事業契約書及び実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。

ウ 設備管理記録の作成及び保存

- ・ SPC は、設備の運転・点検整備等の記録として、運転日誌、点検記録及び整備・事故記録等を作成するものとする。運転日誌及び点検記録は3年以上、整備・事故記録等は運営・維持管理期間中保存しなければならない。

(7) 運転日誌

- ・ 電力供給日誌
- ・ 熱源機器運転日誌

- ・ 空調設備運転日誌
- ・ 温湿度記録日誌

(イ) 点検記録

- ・ 電気設備点検表
- ・ 空調設備点検表
- ・ 給排水、衛生設備点検表
- ・ 残留塩素測定記録
- ・ 貯水槽点検記録
- ・ 飲用水水質検査記録
- ・ 空気環境測定記録
- ・ 防災設備点検記録
- ・ 各種水槽清掃実施記録

(ウ) 整備・事故記録

- ・ 定期点検整備記録
- ・ 補修記録
- ・ 事故・故障記録

エ 異常時の報告

- ・ SPC は、運転監視及び定期点検等により、異常が発見された場合には、速やかに市に報告すること。

(3) グラウンド維持管理業務

ア 業務内容

- ・ SPC は、野球場、屋内練習場グラウンドを対象とし、業務計画書に基づきグラウンドの維持管理業務を実施する。
- ・ 修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査・診断を行い、修繕を実施すること。
- ・ 業務の実施結果を記録すること。

イ 要求水準

- ・ グラウンドのコンディションを適切に維持すること。

(4) 緑地・外構等維持管理業務

ア 業務内容

- ・ SPC は、業務計画書に基づき、緑地・外構等の維持管理業務を実施すること。「外構等」とは、以下の施設等を指す。
 - ・ 施設：ごみ置場、駐車場ライン、門扉、さく、擁壁コンクリート構造物、案内板、外灯等
 - ・ 敷地地盤：アスファルト舗装面等
 - ・ 地中設備：埋設配管、暗渠及び排水ます等
 - ・ 駐車場
 - ・ 災害用マンホールトイレ

- ・ SPC は、修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査・診断を行い、修繕を実施すること。

イ 要求水準

(ア) 植栽

- ・ 植栽を良好な状態に保ち、かん水を行い、害虫や病気から防御すること。
- ・ 繁茂しすぎないように適宜剪定、刈込みを行うこと。
- ・ 風等により倒木しないように管理を行うこと。
- ・ 施肥、除草等は、計画的に行うこと。
- ・ 植栽への薬剤散布又は化学肥料の使用に当たっては、関連法令を遵守し、環境等に十分配慮して行うこと。

(イ) 外構

- ・ 各施設、設備とも、本来の機能を発揮できる状態に保つこと。

(5) 清掃業務

ア 業務内容

- ・ SPC は、次の項目を含む業務計画書に基づき、業務を実施する。
 - ・ 日常清掃業務
 - ・ 定期清掃業務

イ 要求水準

- ・ 目に見えるほこり、染み、汚れがない状態を維持し、見た目に心地良く衛生的であること。
- ・ 箇所ごとに日常清掃及び定期清掃を組み合わせ、業務を実施すること。

ウ 日常清掃

(ア) 床

- ・ 床仕上げに応じた適切な方法により、ほこり、ごみがないようにすること。

(イ) トイレ、更衣室、シャワー室（洗面台、鏡、衛生陶器を含む）

- ・ 衛生陶器類は、適切な方法により、見た目に清潔な状態に保つこと。
- ・ トイレットペーパー、消毒用品等は、常に補充されている状態にすること。
- ・ 間仕切りは、落書、破損がない状態に保つこと。
- ・ 洗面台は、常に水あかの付着や汚れがない状態に保つこと。
- ・ 鏡は、染み、汚れがついていない状態に保つこと。

(ウ) その他の内部附帯施設（ゴミ箱、流し台、湯沸し等）

- ・ 清潔な状態に保つこと。

エ 定期清掃

(ア) 床

- ・ ほこり、染み、汚れがない状態に保つ（繊維床を除く。）こと。
- ・ 繊維床の場合は、ほこり、汚れがない状態に保つこと。

(イ) 壁・天井

- ・ 表面全体をほこり、染み、汚れのない状態に保つこと。

(ウ) 屋上、バルコニー

- ・ 土、落ち葉等の汚れがない状態に保つこと。

- (エ) 照明器具、時計、換気口
 - ・ ほこり、汚れを落とし、適正に機能する状態に保つこと。
- (オ) 窓枠、窓ガラス
 - ・ 汚れがない状態に保つこと。
- (カ) 金属、手すり、扉、扉溝、スイッチ類
 - ・ ほこり、汚れがない状態に保つこと。
- (キ) ネズミ・害虫駆除
 - ・ ネズミ・害虫等を駆除すること。

オ 外構清掃

(ア) 外構清掃の範囲

- ・ 建物範囲（エントランス周り、犬走り等）
- ・ 敷地内舗装面
- ・ 側溝、配水管、污水管、雨水ます
- ・ 門扉、敷地内案内板等
- ・ 敷地境界周辺の土地（道路脇等）
- ・ ごみ置場

(イ) 外構清掃の内容

- ・ 敷地内のごみ等が近隣に飛散して迷惑を及ぼすことを防止すること。
- ・ 屋外排水設備（敷地内の側溝、排水ます等）の水流をごみ、落ち葉等で阻害させないこと。
- ・ 日常清掃は、ごみ置場、エントランス周りについて行う（水洗い、除塵等）こと。
- ・ 門扉、敷地内案内板等は、汚れが見苦しくなく、開閉がスムーズで表示が見やすい状態に保つこと。

カ 清掃用具・衛生消耗品等の負担

- ・ 清掃用器具、洗剤等の資機材やトイレトーパー等の衛生消耗品の補充は、すべて SPC の負担とする。

キ 資機材等の保管

- ・ 資機材及び衛生消耗品は、計画書に示された場所に整理し、保管すること。

ク ごみの収集・集積

- ・ ごみは、収集し、所定の場所に集積すること。

(6) 警備業務

ア 業務内容

- ・ SPC は、業務計画書に基づき、業務を実施すること。

イ 要求水準

- ・ 24 時間、365 日警備を行うこと。ただし、開場時間以外は機械警備を基本とする。
- ・ 警備担当人員は 1 人以上とする。

(ア) 出入者監視業務

- ・ 時間外の出入者管理と不審者の侵入防止を行うこと。

(イ) 巡回業務

- ・ 定期的に巡回を行い、安全を確認すること。
- ・ 不法侵入者を発見した場合は、警察への通報等適切な処置をとること。
- ・ 火災、盗難の早期発見と予防に努めること。
- ・ 巡回中に不審物を発見した場合には、警察への通報等適切な処置をとること。

(ウ) 緊急事態への対応

- ・ 火災が発生したときは、本施設内の施設利用者等を安全な場所まで誘導するとともに、消火器等を使用して消防車が到着するまで初期消火に当たること。
- ・ 監視室等に設置された警報表示装置が発報した場合、その他緊急の事態が発生した場合には、現場に急行し、応急措置を講じること。
- ・ 火災等の緊急の事態が発生したときは、直ちに市及び関係機関に連絡・通報すること。地震や風水害による災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちに初期措置を講じること。

(7) 環境衛生管理業務

ア 業務の実施

SPC は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）（以下「ビル管法」という。）に基づき、適切な環境衛生管理業務を実施すること。

イ 要求水準

(ア) SPC は、次に掲げる建築物環境衛生管理技術者による衛生管理、環境測定業務を実施すること。

- ・ 管理業務計画の立案
- ・ 管理業務の指揮監督
- ・ 環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施
- ・ 建築物環境衛生管理基準に関する測定、検査の評価

(イ) 実施する衛生管理業務は、次に掲げる内容を含むものとする。

- ・ ビル管法によって定められた室内環境基準、測定方法に従い、浮遊粉塵の量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流等について測定
- ・ 水質検査業務
- ・ 害虫防除・調査業務

(8) 除雪業務

ア 業務内容

SPC は、建物への出入や敷地内の通行に支障がないよう、除雪業務を実施すること。

イ 要求水準

- ・ 本施設内に降り積もった雪をたい積場所に排除し、路面の整正を行うこと。
- ・ 作業時間は、施設利用者が不便を来すことのない時間までに除雪を完了すること。
- ・ 除雪に当たっては、建物あるいは樹木等を破損することのないよう十分注意すること。
- ・ 事故の防止については細心の注意を払い、作業の従事に当たっては関連法規を遵守すること。

と。

- ・ 作業中において、物損、人身事故等が発生したときは、適切かつ迅速に対処するとともに、市に報告すること。

(9) 備品等管理業務

ア 業務内容

SPC は、本事業により設置する備品等について、点検、保守、修繕、更新、補充等を実施すること。

イ 要求水準

- ・ SPC は、施設運営に支障をきたさないよう、施設運営上必要な備品の管理を行うとともに、不具合又は不足が生じた備品については、随時、修繕・更新・補充等を行うこと。
- ・ SPC は、本施設の備品について備品台帳を作成し、備品の管理を確実にすること。

(10) 修繕業務

ア 業務内容

SPC は、建物、建物設備、備品等を対象とし、業務計画書に基づき、各保守管理業務と一体的に経常的な修繕を実施すること。なお、特殊設備(ナイター照明設備、スコアボード等)、スタンド座席、人工芝の更新等、大規模修繕は業務の対象外とする。

なお、予防保全の考え方を重視し、施設設備の長寿命化を促進するとともに、ライフサイクルコストの削減に努めること。

イ 要求水準

- ・ 運営等業務の期間において、劣化した部位・部材又は機器の機能・性能を現状(初期の水準)又は実用上支障のない状態まで回復させること。
- ・ SPC は、施設の修繕を行った場合、その箇所について市に報告を行い、必要に応じて市の立会いによる確認を受けること。

第5 SPCの管理運営に関する事項

1 基本的な考え方

(1) 業務の目的

本事業の実施主体たるSPCが、本事業全体を安定的かつ円滑に進捗させるため実施するもの。

(2) 業務実施の基本方針

SPCは、事業推進及び会社経営等において必要となる以下の業務のほか、本事業の安定的かつ円滑な推進のため、自らが必要と判断した業務を実施すること。

2 業務の要求水準

(1) プロジェクトマネジメント業務

ア 事業統括責任者の配置

SPCは、本事業全体を統括する責任者として、事業統括責任者を配置すること。事業統括責任者は、実務面における責任者としての役割を担うものとし、市との窓口、事業に関連する民間事業者全てのとりまとめ等、事業を確実に推進させるためのマネジメントを実施するものとする。

イ 実施体制構築

SPCと代表企業、構成企業及び協力企業との役割・業務分担を明確化のうえ、適切なリスク分担を行うこと。また、SPC内に人員を配置する場合においては、その役割分担を明確化すること。これらに加え、SPCを支援するアドバイザー等、SPCに関係する企業全てとの関係性を記載した実施体制図を作成し、事業契約締結時及び変更があった都度、これを市に提出すること。

ウ スケジュール管理

SPCは、事業契約締結日から事業終了日までにおける、事業全体のスケジュールを作成のうえ、事業契約締結時及び変更があった都度、これを市に提出すること。

エ 株主総会

SPCは、自らの株主総会（臨時株主総会を含む。）の開催後10営業日以内に、当該株主総会に提出又は提供された資料、及び当該株主総会の議事録又は議事要旨の写しを市に提出すること。

オ 取締役会

SPCは、取締役会を設置している場合は、取締役会の開催後10営業日以内に、当該取締役会に提出又は提供された資料及び当該取締役会の議事録又は議事要旨の写しを市に提出すること。

(2) 経営管理業務

ア 計算書類等の提出

SPC は、定時株主総会の開催後 10 営業日以内に、下記に掲げる計算書類等を市に提出すること。なお、SPC の決算期は毎年 3 月 31 日とする。

- (ア) 会社法第 435 条第 2 項に定める計算書類（会計監査人による監査済計算書類）
- (イ) 会社法第 435 条第 2 項に定める事業報告
- (ウ) SPC が会社法第 2 条第 5 号に定める公開会社でない場合で、かつ事業報告に会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 119 条から第 124 条に係る事項を記載していない場合には、会社法施行規則第 119 条から第 124 条に係る事項
- (エ) 計算書類に係る附属明細書及び事業報告に係る附属明細書、セグメント情報（セグメント情報の開示に関する会計基準（企業会計基準第 17 号）及びセグメント情報の開示に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第 20 号）に準拠して作成したもの）
- (オ) キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準（企業会計審議会）及び連結財務諸表等における連結キャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針（会計制度委員会報告第 8 号）に準拠して作成したもの）

イ 長期収支計画

SPC は、事業開始から事業終了までの期間を対象とした長期的な収支計画（以下「長期収支計画」という。）を作成し、計算書類の提出と同時に、市に提出すること。提出に際しては、毎年度収支の実績を反映するとともに、かかる実績を踏まえ、将来的な収支の予想も適宜見直すものとする。

長期収支計画に記載する項目等、内容の詳細については、SPC と市の協議により定めるものとする。ただし、SPC が、SPC に融資を行う金融機関と SPC の契約に基づき、同様の収支計画を金融機関に提出する場合は、当該収支計画の提出に代替することを認めるものとし、金融機関に当該収支計画を提出する都度、市にも提出するものとする。この場合、当該収支計画の作成に際し、その項目等、内容の詳細について、市の意向を十分に反映させること。

ウ 定款の写しの提出

SPC は、自らの定款の写しを、事業契約の締結後及び定款に変更があった場合、10 営業日以内に市に提出すること。

エ 株主名簿の写しの提出

SPC は、会社法第 121 条に定める自らの株主名簿の写しを、事業契約書の締結後及び株主名簿に記載又は記録されている事項に変更があった場合、10 営業日以内に市に提出すること。

オ 契約等の一覧

SPC は、本事業に関連して、市以外を相手方として自らが締結し、又は締結する予定の契約等の一覧を、事業契約の締結後及び締結し又は締結する予定の契約又は覚書等の一覧に変

更があった場合、10 営業日以内に市に提出すること。

カ 契約書等の写し

SPC は、市以外の者を相手方として契約等を締結した場合、契約締結後に 10 営業日以内に、当該契約書等の写しを市に提出する。契約等を変更した場合も同様とすること。

ただし、市及び SPC が予め協議のうえ、SPC の経営に影響が少ないため提出が不要とされた契約等についてはこの限りではない。

キ 提出物の管理

本要求水準書のほか、本事業において SPC が市に対して提出するとされている提出物を適切に管理すること。

SPC はかかる管理のため、提出物の提出期限、提出の有無等が把握できる一覧表を作成し、市とこれを共有のうえ、提出物の円滑な提出に努めること。

第6 自主事業に関する事項

1 自主事業の基本的な考え方

自主事業は次の事項を遵守し、「スポーツ振興の拠点となる施設」の機能を十分に発揮できるよう、積極的な事業展開を行うこと。

- (1) SPC は、施設内で行う自主事業について、施設の設置目的を果たすために、施設利用許可基準の範囲内で SPC の創意工夫で事業を行うことができる。
- (2) 自主事業を実施する場合は、自主事業計画書を作成し、運営業務の業務計画書とともに市に届け出て、市の承諾を得ること。なお、自主事業計画書に変更がある場合は、あらかじめ市と協議を行うこと。
- (3) 自主事業を行う場合の施設等の利用に係る利用料金は SPC が負担すること。
- (4) SPC が自主事業を行う場合は、第3章2（3）に記載の大会等に係る利用団体等との調整後、空いている時間帯を活用すること。